

開 会

○山本国土計画局総務課長　それでは、定刻となっておりますので、ただいまから国土審議会第17回計画部会を開催させていただきます。私は国土計画局総務課長の山本でございます。

本日はお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。まず、本日の会議の公開につきまして、申し述べさせていただきます。前回と同様に、会議及び議事録とも、原則公開とすることとし、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

次に、資料を確認させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

座席表、議事次第に続きまして、資料1に計画部会委員名簿。続いて、資料2に「都市再生本部・中心市街地活性化本部説明資料」。資料3といたしまして「文部科学省説明資料」。資料4といたしまして「厚生労働省説明資料」。資料5といたしまして、計画部会の「検討スケジュール（案）」をつけております。

それから、一番下に文部科学省から文化審議会文化政策部会の報告書、緑の冊子でございますが、それを提供いただきましたので、資料とあわせてお手元に配付させていただいております。

以上の資料につきまして、不備がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

それでは、以後の議事は、部会長をお願いいたします。

○森地部会長　どうもお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。早速始めたいと思います。お手元の議事次第をご覧ください。本日の議題は、（1）各府省庁ヒアリング、（2）その他の2点でございます。

それでは、第1の議題であります各府省庁ヒアリングに入りたいと思います。本日は2回目として、内閣官房都市再生本部・中心市街地活性化本部、文部科学省、厚生労働省にお越しいただいております。お忙しい中、大変ありがとうございます。

それでは最初に、内閣官房都市再生本部・中心市街地活性化本部よりご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議 事

（1）各府省庁ヒアリング（都市再生本部・中心市街地活性化本部）

○内閣官房都市再生本部事務局・中心市街地活性化本部事務局参事官　内閣官房の都市再生本部事務局及

び内閣官房の中心市街地活性化本部事務局からご説明させていただきたいと思います。

まず、計画部会の中間とりまとめとの関係で、私どもがどういう点を課題としてこれまでやってきたか、あるいは今後やっていくかということについて説明したいと思います。

中間とりまとめのうち、最初の、「時代の潮流と国土政策上の課題」というところがあったと思うんですが、その中でとりわけ国民の価値観の変化、多様化という話がありまして、その中で安全・安心、それから、環境や美しさに対する国民意識の高まりということがあったと思うんですが、そういう点について、我々は都市再生プロジェクトとしてこれまで取り上げてきた経緯があります。このこともご説明させていただきたいと思います。

また、ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長ということで、私どもこの7月に都市再生本部として決定しました担い手の関係がございまして、その関係との関連でご説明させていただきたいと思います。

また、第3の「計画のねらいと戦略的取組」のうち、2番目の「持続可能な地域の形成」ということで、「持続可能で暮らしやすい都市圏の形成」という点がございまして、それが中心市街地活性化と深くかかわっておりますので、その関係で中心市街地活性化の話をさせていただきたいと思います。

また、3番目といたしまして、「災害に強いしなやかな国土の形成」という点が取り上げられておりますが、その関係で密集市街地の問題と防災対策、防災拠点の関係の話をさせていただきたいと思います。

また、「美しい国土の管理と継承」を4番目に取り上げてありますが、その中で、海洋の総合的な利用・保全というのがありまして、私ども都市再生プロジェクトの関係で、海の再生について取り上げてきておりますので、その関係でご説明させていただきたいと思います。

また、(5)で、先ほどと重複いたしますが、「『新たな公』による地域づくり」という横断的視点を取り上げていただいておりますが、その関係で、私ども、都市再生プロジェクト決定をこの7月にしましたので、その関係の説明をさせていただきたいと思います。

以上、前振りでございますけれども、次に資料2に基づいてご説明させていただきたいと思います。

都市再生でございますけれども、私ども都市再生本部でどういうふうなことをやってきたか、あるいは都市再生本部というのはどういうものかということについて簡単にご説明させていただきたいと思います。

都市再生本部は、内閣総理大臣を本部長といたしまして、全閣僚で構成される本部でございまして、第1回会合から第16回会合まで官邸で開かせていただきまして、その度にそれぞれ重要な事項を決めてきた経緯があります。

私どもの仕事の中身につきまして、3本の柱を中心にやっております。1つ目は、「都市再生プロジェクトの推進」ということでございまして、これは解決を図るべき都市の課題に対する具体的な行動計画という

ことで、21プロジェクトを決定させていただいています。個々のプロジェクトの主なものについて、後で説明させていただきたいと思います。

それから、もう一つ、真ん中のところでございますが、「民間都市開発投資の促進」ということでございますが、都市再生は民間の力でやっていこうということが基本にありまして、その中で、民間が投資をして、開発をやりやすくするという環境整備と言いますか、そういうことをやるということがございまして、その関係で、都市再生特別措置法という法律を制定させていただきました。平成14年のことでございますが、それに基づきまして、都市再生緊急整備地域というのを国が指定しております。現在まで64地域、最近の事例といたしましては、第5次指定としまして、渋谷駅の周辺地域について指定させていただきました。

それから、一番右側でございますが、これまでの話ですと、どちらかというと大都市の話ではないかとお考えになる方もいらっしゃると思いますが、私どもは、「稚内から石垣まで」ということで、「全国の都市再生の推進」ということで、きめ細かく都市再生について取り組ませていただいております。その関係で、現在、全国都市再生モデル調査という、言うなれば地域の動きの最初のところ、端緒をつかまえて、そういう動きについて支援をするという仕組みでございまして、「地域の知恵とチャレンジに対する支援」と申し上げていますが、そういうことについて取り上げさせていただいております。この中で、世の中のトレンドとか、そういうところを我々は把握して、いろいろな政策に繋げていくということであります。

以上のような3つの柱に取り組んでいる中で、私どもが現在、極めて重要視しておりますのが、それぞれいろいろな決定をしたときに、実際に実のあるものが出来るかどうかということは、基本的には人によるのではないかと。人がどう活動するかということによるのではないかとということに思い至りまして、「都市再生の担い手」ということについて、この7月に本部決定をさせていただきました。これが大枠でございます。

都市再生プロジェクトについてご説明させていただきます。4ページ目でございますけれども、先ほど申し上げた21プロジェクトでございますけれども、幾つかに分類させていただいておりますが、赤い字で書いてございますのが中間とりまとめと関係があるのではないかと我々が思っているところでございまして、「基幹的広域防災拠点」、あるいは「密集市街地の緊急整備」、環境問題、「都市の安全・安心の再構築」ということで、要するに防犯とまちづくりを連携するということを取り上げてきました。それからまた、担い手の問題として、具体的な個々の担い手と話をいたしまして、大学が地域の活性化について極めて重要な担い手になっているという認識のもとに、「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」ということも決定させていただきました。

次、5ページ目でございますが、一例といたしまして、「基幹的広域防災拠点の整備」ということをご説

明させていただきたいと思います。ここに書いてございますのは、平成13年6月に第1次決定、最初の決定を行ったものでございますけれども、東京圏において広域的な災害が発生した場合に、災害対策活動の拠点をどうするか。それから、そのための、言うなればロジスティクスをどうするかというところが極めて重要だということで、東京湾の臨海部に整備するということを決めてきたわけでありまして、

その具体的な動きといたしまして、下の四角のところを書いてございますように、整備箇所として、有明の丘地区をヘッドクォーター、現地対策本部を置くところにいたしまして、東扇島地区について物流コントロール機能を置くということで決定いたしまして、その流れに沿って現在、防災対策が進められているところでありまして。具体的には、中央防災会議の中で、首都圏直下地震発生時に政府の現地対策本部を有明の丘地区に設置することが決定された次第であります。現在、平成19年度の一部供用を目指して整備を推進しているところであります。

また、6ページにつきましては、「密集市街地の緊急整備」ということを取り上げてきたわけですが、密集市街地につきましては、都市再生プロジェクトといたしましては、10年間で重点的に密集市街地を整備する具体的な目標を立てまして、それについて進めてきたところであります。具体的に言いますと、東京、大阪で各々2,000ヘクタール、全国で約8,000ヘクタールにつきまして、重点地区としまして、そこで不燃領域率を40%以上のものにする。最低限の安全性でございますが、それを確保することを10年間でやろうということでありまして。右のグラフに書いてございますように、進めておりますけれども、現在、このままでは目標達成がなかなか難しい。具体的に言いますと、平成17年度末で重点密集地域のうち3割しか改修しておりませんので、更にこれに対する具体的な方策を今後進めていかなければいけないということございまして、そのことについて、国土交通省で制度改正をいろいろと検討されていると聞いております。

それから、7ページでございますが、今度は環境問題でございますけれども、「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」でございますが、産業廃棄物につきまして、国の基本方針では、平成9年から目標年度平成22年の間に最終処分量を概ね半減するという目標を立てていたわけですが、このプロジェクト決定によりまして、首都圏につきましては、目標を5年間前倒しにして、かつ、最終処分量を半減していくということをやってきたわけですが、それにつきまして、平成15年の実績で、既に平成10年の54%に減少しておりますので、目標は達成出来るのではないかとようになっております。そのために、私どもも入っておりますけれども、首都圏でゴミゼロ型都市推進会議を設立しまして、具体的な取り組みをやってきたところであります。

そのようにやってきたわけでございますけれども、首都圏につきましては、最終処分場の残余年数があと2.3年しかないということもございまして、さらに第2期計画を策定いたしまして、これまで以上の最終

処分量の削減をすとか、それから、新たな取り組みとして、これまでリサイクルされなかったものについて、リサイクルを出来るようにいろいろと考えると、そのほか、建設現場でのリサイクルに向けて、分別した建設副産物を混ぜて運んでしまいますとリサイクル出来なくなってしまうので、ばらばらにそれぞれ物に応じた形で拾う。そのためには、小口になりますので、共同回収のシステムが必要だ。そういうようなことに取り組んでいきたいと考えております。

首都圏に続きまして、京阪神、中部圏におきましても、ゴミゼロについては今、積極的に関係市町村、経済界も含めて、私どもも入って取り組みを開始したところであります。

それから、8ページでございますけれども、大都市圏における都市環境インフラの話でございます、具体的に写真でご説明させていただきます。東京湾再生とか大阪湾再生とか伊勢湾とか広島湾の再生のいろいろな会議をやって、いろいろと検討しているんですけども、そういう中から幾つか動きが出てきております。例えば「桜の会・平成の通り抜け」ということで、写真に小泉総理が写ってございますけれども、大阪で市民からの寄附を募って桜の植樹をすとか、それから横浜で、市民が参加してアマモという海藻を移植して、海の再生に役立てるとか、そのような民からのアイデアと力を生かして、多様な都市環境の改善を展開しております。

この中で注目されるのは、アイデアを民が出してくることと、それから民そのものがこういうことの担い手として実際に活動しているということであろうと思います。

それから、9ページ目でございますが、「都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開」でございますが、こちらにつきましては、モデル地域を10都市13地域、平成17年4月に選定いたしまして、いろいろな取り組みをしております。ここに書いてございますように、高効率のエネルギーシステムを入れるとか、企業が連携で共同輸送すとか、緑の再開発ということで屋上などの緑化を進めるとか、道路の保水性舗装、散水などをやるとか、そういうことをいろいろとやってきております。そういう中で、目黒川の風の道をつくるとか、それから新宿御苑の森があるわけですから、その冷気を周辺にどういう形で拡散させていくか、広めていくかということなど、いろいろな形で具体的な動きがこれを受けて出てきております。

それから、10ページ目でございますが、安全・安心の関係につきまして、防犯対策でございますけれども、これにつきましても、右側に書いてございますように、北海道の薄野から福岡の中州までの11地区につきまして、モデル事業をやっておりまして、その中で、ここでのポイントは、警察等の取り締まり当局とまちづくりというところが一体となって、双方に安全な町をつくっていく。取り締まるだけでは駄目なので、健全なにぎわいをつくることによって、犯罪とか、そういうことから守れるようなまちづくりをしていこうということに取り組んでおります。これについても、逐次やっております。

それから、11ページでございますが、「大学と地域の連携協働による都市再生の推進」でございますけれども、これまで大学につきましては、知の拠点という形で、どちらかと言いますと、知識を出すところという捉え方をしてきたわけですが、キャンパス自体が1つの資源でもありますし、学生がマンパワーとして、あるいは若い知恵の源泉として非常に重要だということを強調して、もう一つ地域で活性化していない地域の側からも、大学生がそういう形で入ってくることに、非常にウェルカムな状況がありまして、地域とともに歩むという大学が増えてきていることと、それから地域の側も、大学生のそういう力を生かしたいという動きがあることをつかまえて、私どもといたしましては、連携によるまちづくり、あるいは町の活性化について取り組んできたところであります。そういう意味で、大学が地域づくりの大きな担い手として出てきたところであります。

以上が都市再生プロジェクトでございます。

次に、「民間都市開発投資の促進」についてご説明させていただきたいと思っております。

13ページでございますが、都市再生緊急整備地域という地域につきましてご説明させていただきます。都市再生緊急整備地域につきましては、基本的には民間が事業をやりやすいということでありまして、都市再生緊急整備地域として64地域を指定してきたところであります。都市再生緊急整備地域になりますと、右側に地図が書いてございますけれども、都市再生特別地区という地区を設定することが出来まして、そこでは、通常ある都市計画を一旦白紙に戻しまして、その地域にふさわしい都市計画を策定することが出来ます。一番わかりやすい例は、容積率を高めることが出来るということでありまして、それから、民間の側から都市計画の提案が出せる。都市計画の提案をした場合に、それについて手続時間が明確になったということで、民間が投資をする上で非常にリスクが減ったということでありまして、

それから、都市再生事業計画の認定でございますけれども、都市再生事業計画を民間が提唱しまして、それを認定しますと、税制とか金融上の支援策がいただけて、その結果としてそういうものが出来るということでありまして。左側のグラフにございますように、平成16年10月と平成18年3月と比べたときに、前倒しでプロジェクトが大分進んできております。そういう形で、具体的に動きはきちっと出来てきておりますが、そうはいうものの、我々が把握している範囲でも、まだ6兆円程度、今後着手をしなければいけない部分が残っています。従って、都市再生緊急整備地域についても、今後も進めていきたいと考えています。

民間の都市再生の中身でもう一つ注目しなければいけないのは、民間の動きの中で、地域の安全・安心な魅力づくりとか、周辺の空き店舗への良質なテナントを誘致するとか、そういうことにより人の流れを大きく変えるとか、環境問題とか安全・安心問題とか、そういうことに民間の側が、自分のビル、周辺まで含めて地域の具体的な担い手として動きが出てきているということがありまして、その点が非常に注目されるということでありまして、

14ページは、説明は省きますが、札幌から那覇まで、都市再生緊急整備地域内でプロジェクトが次々と進んでいるということを強調したい資料でございます。

15ページにつきましては、今説明した点につきまして、都市再生事業が、安全・安心な問題とか、環境問題とか、いろいろな形で、周辺まで含めた形で地域価値の向上に繋がっているという事例でございます。これもさっと見ていただければと思います。とりわけわかりやすいのは、六本木の東京ミッドタウン地区の関係で、自ら暴力団排除とか、安全・安心パトロールとか、そのようなことをやって、地域と密接にかかわって地域価値を上げてきているということでもあります。

次は、16ページ、「全国都市再生の推進」であります。ここでのポイントは、端的に言うと、私どもがやっている全国都市再生モデル調査の応募団体の推移というところがわかりやすいんですけども、こういう中でも、全国でまちづくりをする関係者が、地方公共団体だけではなくて、ここに例としてたくさん書いてございますけれども、いろいろな担い手を中心になって動いてきているという状況が既に出てきております。こういうことを踏まえて、先ほど申し上げた都市再生の重要な柱として担い手を決定してきたわけでもあります。

それから、私どもの調査をベースとして、新たにまちづくり交付金とか、地域再生の關係に繋がったり、観光関係のプロジェクトに繋がったりということがいろいろと出てくる形で、政府全体として基本的な地域活性化に繋がっていると考えております。

時間がないので少し端折りますけれども、18ページのところは、具体的にそれぞれいろいろな担い手の人たちがいろいろな提案をして、そういうものが進んできているという事例集であります。例えば、鎌ヶ谷につきましては、元々はNPOが駅前広場の管理、花を植えるとか掃除とか、そういうことをやっていたんですけども、地域全体のコーディネーターみたいな形に発展して、いろいろなことをやるようになった。そういう中で、地域が必要とするものを誘致したりするという動きも出ています。

それから19ページでは、直接の担い手ではなくて、担い手そのものを支援する組織というのが出てきておまして、そういうところが具体的に都市再生の担い手との間に立って、企業とか住民のニーズに合わせた形で寄附等を集めたり、必要なものを媒介すると言いますか、そういう動きが出てきている。こういうことも我々としては応援していきたいと考えております。

20ページ、都市再生の担い手でございますけれども、都市再生の様々な担い手として、自治会もございますし、大学、商店街もあります。それから、ボランティア、企業そのもの、先ほど申し上げた六本木の例とか、大手町、丸の内、有楽町地区の動きとか、そういう企業コミュニティーの世界もあります。

担い手に関して、皆さんもご存じだと思いますけれども、問題点その他がいろいろとありまして、担い手の側からいきますと、一言で言うと、お金と人が十分でないということでございます。資金を出す側は、出

したいと思っている方はいろいろといらっしゃるわけですが、どこに出していいかわからない。担い手について、資金提供者につきましても、企業の場合で言いますと、株主に対する説明も必要でございますし、アカウンタビリティの問題もありますので、どこに安心して出したらいいか、あるいは効率的かについて、十分な情報がないということがある。我々としたしましては、それについてどのようなことをやりたいか、あるいはやっていくかということでございますが、23ページに書いてございます。

1つは、担い手間の情報の共有という形で、具体的に連携を強めて、知恵とやる気を共有させるという形で、やる気を起こさせてもらう。それから、地域内についても、いろいろな担い手がそれぞればらばらに活動している側面があるので、それらの連携を図っていききたい。それから、社会貢献を望む企業と担い手を結ぶような、先ほど言った担い手支援機関みたいなことの支援をやっていききたいということでもあります。

それからもう一つは、大きい話といたしまして、担い手の裾野の拡大ということでございますけれども、担い手の裾野を拡大するために、担い手をまちづくりの主体として具体的に制度的な形で位置付けられないだろうかということでもあります。また、多様な担い手の活動を促進するための資金面の支援をいろいろと打てないだろうかということでもあります。そのようなことをやるということを含めまして、7月の決定にさせていただいた次第であります。

それから、中心市街地活性化でございますが、中心市街地活性化を取り巻く現状は、皆さんご案内のとおり、25ページにも書いてございますように、基本的には、居住人口や販売額が減少していくということで、真ん中の「中心市街地の空き地等が増加」というところでございますが、これは絵がわかりにくいんですけど、黒いところが空き地になっているところです。シャッター通りになっているということがあります。

一方では、公共公益施設がどんどん郊外のほうに移っているという問題があります。そういう中で、一方では、以前制定したまちづくり三法のうち、基本計画、基本的には行政への届け出だけだったんですけども、その関係について出していながら、実際には本格的に取り組んでいない地域が非常に多かったとか、あるいは、小売店舗についても、一言で言うと魅力がない。大規模の集客施設に比べて魅力がないとか、そういう問題がいろいろと指摘されているところであります。

そういうことを踏まえまして、26ページでございますが、この度、中心市街地活性化法、都市計画法等の改正を行いまして、8月22日に施行されたわけでございますが、選択と集中による都市機能の適正立地ということで、中心市街地の振興方策を推進しているところであります。特徴について、簡単に申し上げますと、1つは、基本理念を明確にした。それぞれの主体の責任と、それから国につきましては、集中的・効果的に支援をするということを明確に基本理念としてうたい上げました。今まではそういうところの整理があまりしっかりしていなかったんですが、そこをしっかりとしました。

それから、もう一つは、「コンパクトなまちづくりの推進」ということで、都市計画法の改正によりまして、都市機能の適正立地を図ったわけでありまして。わかりやすく言いますと、大規模集客施設について、これまで拡散立地をしてきたわけですが、それについて住民が適正な手続をして、どうしても外でやりたいというものはさておき、基本的には大規模集客施設について、地方においては認めないという方針であります。それから、病院、学校等の公共公益施設の立地については、開発許可を要する。基本的に病院、学校等については、町の中に戻ってほしいということでありまして。

そういうことで、「国による総合的・一体的な支援」といたしまして、中心市街地活性化本部を設置いたしまして、これも都市再生本部と同じで、内閣総理大臣が本部長でございますが、この中で基本方針の策定を行ってきたわけでありまして。基本方針に基づいて、市町村がつくった基本計画について内閣総理大臣が認定するという制度にいたしまして、認定を受けたものについては、集中的に支援するということとなります。それを踏まえまして、右側に書いてございますように、暮らし・にぎわい再生事業、共同住宅供給事業等、新たな支援措置も講じたところであります。

また、多様な関係者の参画。要するに、地域ぐるみで中心市街地について取り組むという姿勢を明確にしておきたいということもございまして、中心市街地活性化協議会というものをつくっていただくことにいたしました。それが、先ほど申し上げた基本計画を市町村がつくるときに、そういう協議会が出来たときには、その意見を聞かなきゃいけないということで、具体的に協議会の場でいろいろと議論してくださいということをお願いしたわけでありまして。

それから27ページは、「中心市街地活性化基本方針の概要」でございますけれども、今説明した以外のポイントを申し上げますと、1つは、定量的な数値目標、定住人口の問題だとか、小売販売額だとか、数値目標を設定してくださいということと、それから計画案を概ね5年以内という形で区切ったことと、それからもう一つは、事後評価をしっかりとやりましょうということを確認したわけでありまして。

以上、中心市街地活性化の説明であります。28ページにつきましては、中心市街地活性化が出来た後のイメージ図でございますが、これは省略させていただきたいと思っております。

以上で、少し時間を超過いたしましたけれども、説明を終えたいと思っております。

○森地部会長　　どうもありがとうございました。

質 疑

それでは、ただいまいただきましたご説明に対して、ご質問、あるいはご意見がありましたら、お願いい

たします。

○鬼頭委員 専門委員会でライフスタイル・生活に属しております鬼頭と申します。

2点お伺いしたいと思います。「新たな公」、担い手の養成という点で、非常に素晴らしいと思うんですが、1つ気がかりなことがございます。それは、ともすると、民間の担い手というのが、時によってはお互いなかなかうまくいかなかったり、あるいは暴走したりするということがあり得ると思うんですね。連携を促していくというのは非常に良いことなんですが、同時に、第三者評価とか、コントロールする仕組みというのは何かお考えかどうかというのが第1点です。

それから、2つ目ですが、自動車の利用についてお伺いしたいと思います。高齢者がこれからもっと増えていく、身体障害者ももっと自分で動くようになっていくというときには、自動車は非常に重要だと思われ、それから、自動車そのものも環境に優しい車種がどんどん開発されている。同時に中心市街地が空洞化している。これをうまく使えば、もっと自動車を利用した町というのも出来ると思うんですが、今のところ自動車は悪というふうに捉えられているような気がするので、その辺は何かお考え、計画がございませうかどうか、伺いたいと思います。

○奥野委員 私は自立地域社会専門委員会の議論に加わっておりまして、「稚内から石垣まで」というのがありましたけれども、中小都市、中山間地域、そこら辺での「新たな公」の問題を議論してまいりました。

22ページの支援のことでお考えをお伺いしたいんですけども、22ページのところで、いろいろな支援組織による、お金の面での支援が出てまいりますし、政府の補助の話も出てまいります。私どものところで議論になりましたのが、地域コミュニティが地域ビジネスのようなものを展開しようとする、そういったところへの融資なんです、地方銀行でありますとか、そういうところの融資の対象になかなかなりにくいということがございます。なかなか融資が得られないということがございまして、その辺のところをどうするのかということをいろいろ議論してきたのでありますけれども、この中で、地域コミュニティがなさる地域ビジネス的なもの、中山間地域のものを含めてですが、そういったものに対する融資について、どういうふうなお考えでいらっしゃるか、その点をお教えいただければと思います。

○小林委員 今日お聞きした中で、特に都市再生にかかわる様々な担い手の議論、極めて的確なお考えだと思って、感心して拝聴いたしました。この点についてお聞きしたいんですが、私、幾つかの都市再生に絡む事業に絡んでおりまして、こういう形で担い手がいる。しかし、担い手の中に、本当にリスクをとる担い手がいるのかどうかというのが、事業にかかわる都市再生を行う場合、極めて重要だと私は考えております。例えば密集市街地もそうですし、地方の中心市街地も、何らかの形で事業をやらないといけないところがかなりあります。事業を行うときには、当然担い手が必要です。単に応援的な担い手はたくさんいま

す。しかし、実際にリスクをとってそこを何とかする、そこまでかかわるという仕組みを含めた担い手の議論がまだ十分ではないような気がいたします。この議論をしていったときに、リスクの議論が、担い手と関連して議論されたのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○寺島委員　2点、質問というかですね、私も都市再生本部スタートのときに若干参画させていただいた思い出があるんですけども、5年間で結局どうだったんだということを確認のために質問したいと思います。

1つは、都市再生本部までつくって対応しなければいけなかった大変大きなニーズとして、利害調整の仕組みづくりというのがすごく重要だったと思うんですよ。というのは、再生しなければいけないほどの都市の状況って一体何だといったら、例えばごみ処理だろうが、マンションの建て替え一つ、どうやって合意形成するのかというところが最大のポイントだったと僕は認識しています。例えば、私有権の制限を含む問題を調整していくような仕組みについて何か前進とか踏み込みがあったのかどうか。密集法の改正というのが平成15年になされて、一定の密集地域の再開発に踏み込んだという部分はよくわかるんですけども、利害調整の仕組みを何とかしなきゃいけないということを盛んに議論していたと思うんですけども、それは一体どうなったのかというのが1点です。

それからもう1点。再生というからには、例えば本当に重要なのは、活性化プロジェクト支援ということで、平均600万円、全国に648件、30億円使って、いろんなことを支援しましたよね、ということになっているんだけど、本業に意味があったのかということはどうお考えなのか。本当のことを言えば、例えば再生というからには、多摩ニュータウンとか千里ニュータウンのように、高齢化し、空洞化してきているようなニュータウンに対して、団塊の世代の都心回帰だなんて言われている状況の中で、多摩、千里、高度成長期に残した仕組みをどういうふう再生させるんだというところがものすごく重要だったと思うんですけども、それは何か前進でもあったんですかという点。この2点を質問したいと思います。

○森地部会長　では、この辺でお答えいただけますでしょうか。第1点は、新たな公の評価機関はどうお考えかという。

○内閣官房都市再生本部事務局・中心市街地活性化本部事務局参事官　新たな公の評価につきましては、様々な意見があるのは承知しておりますけれども、今の段階で、第三者機関で評価するということまで議論は進んでおりません。

それから、地域ビジネスへの融資問題でございますけれども、我々も非常に重要な問題だと受け止めておりまして、一部動きのあるような地域の金融機関がありますので、そういうところのいろいろな情報をもらって、我々、メーリングリストという形で、担い手の方々にボランティアに登録をしてもらうような制度をスタートさせておりまして、そういう中で情報を提供するとかしております。その関係で、問い合わせと

か、地元の金融機関に対してどういう形でアクセスしたらいいかという議論が少しずつ始まりつつあるというところであります。

担い手のリスクについてどうとるか、そういうことについてどう議論してきたかということでございますが、これは今後の制度設計の中でいろいろと議論されていくのだと思いますけれども、基本的に我々の観点は、先ほどの地域ビジネスの融資の問題と重なる面もありますけれども、担い手の方々が仕事を好きなきに好きなだけやってさよならというのではなくて、継続的、持続的にやっていくことが重要だと考えておりました、ある意味でいうと、担い手にはリスクをしっかりとってもらわなければいけないと考えております。そういう面で、担い手の方々が、例えば会計の問題とか、いろいろなものについてもきちっと整備をされて、皆さんから見てどういうリスクをとっているか、どういう資金とか体制の中で責任を持った形でやっているかという情報公開をしてやっていくことが非常に大事だと考えております。それが逆に言うと、信頼関係が出来上がった上で、責任のある仕事をしていただけるということに繋がっていくのだろうと考えています。

それから、寺島委員がおっしゃった利害調整の仕組みづくりですけれども、これにつきましては、まだ不十分な点がいろいろとございますけれども、今まさに密集市街地なんかの関係を含めまして、5年間の進捗状況を踏まえて、国土交通省でいろいろと検討をいただいている。ほかのところにもいろいろと考えていただくんだと思いますけれども、具体的な中としては、国土交通省の中でいろいろと考えているところがあるということであります。十分な回答わかりませんが、そういうふう考えています。

それから、600万円のモデル調査をやったことに関して成果はあるのかということでございますけれども、我々は、新しい都市再生の動きについて立ち上げを支援するという形で、社会実験とか具体的なワークショップとか、そういうことを支援するというを基本的にやっておりました、その世界でいったやつが、具体的な世の中のこういうまちづくりをするとかという形で動いているというケースも非常にあります。例えば先ほどちょっと申し上げましたけれども、まちづくり事業の交付金というのがあるんですけれども、そういうものについて、モデル調査からの発展として、3割ぐらい、具体的な事業に繋がっているというケースがあります。

それから、多摩ニュータウンの話がありましたけれども、多摩ニュータウンの関係者と私も個人的に会ったり、いろいろとやっているんですけれども、今朝も電話したんですけれども、そういうところもモデル調査を使って、いろいろな提案をやってきて、そういうのが非常に役に立っていると彼らは言っております。

そういうような形で、まだまだ不十分な点はあると思いますけれども、我々としては、成果はあったのではないかと考えています。

○森地部会長　ありがとうございます。大変恐縮なんですが、次の文部科学省の方、お待ちいただい

りますので、そのほかまだご意見、あるいはご質問あろうかと思ひます。後ほど事務局を通じて質問させていただきますようなことで。

○内閣官房都市再生本部事務局・中心市街地活性化本部事務局参事官　あと1つだけ、中心市街地活性化の関係のご質問があったので、それだけ。

○内閣官房都市再生本部事務局・中心市街地活性化本部事務局企画官　鬼頭委員から2点目で、自動車をうまく活用して中心市街地活性化をという点があったかと思ひますけれども、先ほども説明ございましたけれども、現在、新しく出来ました法律に基づいて、内閣総理大臣の認定を行うために、各市町村からの事前相談をいろいろ受けているわけですが、その中でもいろいろな種類のものがあるんですが、モータリゼーションの進展によって郊外型大規模集客施設が出来てしまったことが、一般論としては当たるんですが、逆に中心市街地を活性化しようという具体的な施策を基本計画に落としこもうといういろいろ市町村が考えるときには、いろいろなタイプの対策の仕方がございます。その中で、鉄道とか公共施設が十分あるところはよろしいんですけども、元々そうじゃないところは、中心市街地に行くのでさえ自動車を使ってというのが主だということもございますので、いろいろなパターンがあります。

そもそも認定制度というのは、地域が地域ぐるみになって熱意を持って一生懸命やっている基本計画を認定して、政府として重点的に支援していくというのがスキームでございまして、そのスキームの中でいろいろお話を聞いている中で、おそらく委員のご提案にあったようなタイプのものも出てくるかと思ひますので、そういったところで支援出来ればと今考えておるところでございまして。

○森地部会長　大変重要な情報をたくさんありがとうございました。実はこの関連のものが我々の計画に非常に近いので、いろいろお聞きしたいこともございますが、先ほど申しましたような事情でございまして、これまでにさせていただきたいと思ひます。なお、今後、計画部会において事項別の施策の基本的方向等の調査審議を進めてまいります。具体的には、国土形成計画に盛り込むべき長期的な制度提案などについても議論してまいります。その点でまたいろいろご教示いただければと思ひますし、委員の方々からは、そういう観点からまたご質問等ございましたら、先ほど申しましたように事務局にお寄せいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(1) 各府省庁ヒアリング（文部科学省）

それでは、引き続きまして、文部科学省よりご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○栗原文部科学省大臣官房政策課企画官 文部科学省の大臣官房政策課の企画官をしております栗原と申します。本日はこうした機会をとっていただき、ありがとうございます。本来であれば、課長ないし審議官が出席してご説明すべきところでございますが、現在、教育基本法に関する特別委員会、国会で審議中でございまして、幹部が全員出払っておりますので、甚だ不十分ではございますが、私のほうで対応させていただきます。

私事でございますけれども、私は、この計画の前の21世紀の国土のグランドデザインの策定の際に、国土庁に出向しております、2年半ほどおりました、森地委員はじめ何人かの顔見知りの先生がいらっしゃいます。私も、国土計画の重要性は十分認識しておりますが、正直な話、文部科学省の中で必ずしもこういった国土計画といったものに対する周知が十分ではないということもございまして、不肖、私のほうでいろいろ周知を図っているという状況でございます。立場は違いますけれども、文部科学省の中で引き続きこの国土形成計画の重要性について周知を図っていきたいと思っておりますのでございます。

さて、ご案内のとおり、文部科学省におきましては、教育、科学技術、学術、文化、スポーツの各般にわたる施策を推進しているわけでございまして、非常に幅広い分野を担当しているわけでございますけれども、特に国土形成計画の関係で言えば、国土形成計画法の中で、第2条の計画に関する事項の中で、特に科学技術に関する研究施設云々、文化に関する資源の保護云々という文言が入っておりますので、特にこの2つが密接に国土形成計画に関係してくるのではないかと考えております。

とりわけ文化につきましては、国土形成計画法第1条の中で、「この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進する」ということがございますので、こういった文化に関するものを国土形成計画の中でしっかり書き込んでいく必要があるのではないかとというのが私どもの考えでございます。

事務的な話ではございますが、中間とりまとめで各省協議があった際にも、文部科学省として、文化、あるいはスポーツ、生涯学習、こういったところに関して、しっかり独立した章を立てていただけないかという意見を出させていただいたわけでございまして、これはご案内のとおり、21世紀の国土グランドデザインの各論の中で、文化の振興に関する章が立てられておるということもございますので、これから各論に関する議論が入ってくることになると思いますけれども、ぜひまた21世紀の国土グランドデザイン同様に、文化に関する章を1つ立てていただきたいというのが私どもの希望でございます。

そういったこともございまして、今日の資料は、中間とりまとめの中の「計画のねらいと戦略的取組」に掲げている5つの項目に沿った形でまとめていただきましたが、特に文化についてだけ特出した形で整理させていただいております。

資料が大部にわたって恐縮でございますが、資料3-1、3-2、3-3とございまして、時間の関係が

ございますので、3-1に基づきましてご説明いたします。3-1に対応する参考資料として3-2、文化に関しては3-3を用意してございますので、適宜、文化に関しては3-3の資料、こちらのほうがより具体的なデータ等も入ってございますので、参照しながらご覧いただければと思っております。

目次はそうっております。最初に文化を除く形での5つの分野に分かれた形でご説明させていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、「シームレスアジアの実現」ということで、中間とりまとめの中にも、次世代を担う国内外の人材の育成云々という言葉が入ってございますけれども、そういう観点で言いますと、私どもでは、大学、研究、科学技術振興、こういったものを推進しているわけでございます。大きく4つほどここで書かせていただきましたけれども、1つは「国際的に魅力ある大学院の構築」ということで、平成14年度から卓越した国際的教育研究拠点を重点的に支援する21世紀COEプログラムというものを実施しております、ちょうど今年が5年目でございます、5年間で274拠点を採択しているところでございます。来年度から新しい5年間に入るということで、ポストCOEプログラムという形で、今後5年間、平成23年度までに新たに150拠点程度を整備していこうということで考えているわけでございます。

それから、2番目、「科学技術振興のための基盤の強化」。これは具体的には国立大学の整備ということでございまして、これも実は5カ年計画がございまして、平成18年度から平成22年度まで、第2次国立大学等施設緊急整備5カ年計画というものがございまして、今後5年間で約540万平米を計画的に整備していこうという計画が定められているところでございます。

それから、3番目、「留学生交流の推進」ということで、これはアジアに限定したものではありませんが、現実問題として、留学生の出身地域の大体90%以上がアジアの方々ということでございますので、そういったアジアの方々も含む世界の留学生の交流を推進していこうということで、実際問題として、平成17年度では12万人以上の留学生を受け入れておりますし、また日本人の海外留学者数が、平成15年度で約7万4,000人ということで、引き続き高水準にあると認識はしておりますが、欧米諸国に比べるとまだまだ低い水準にあるということで、今後新たな留学生政策を展開していくべきだろうということで、例えば、渡日前から帰国後にわたる体系的な留学生支援体制の整備であるとか、あるいは卒業後の活動の場を拡大するなど、そういった支援の充実を図っていく必要があるだろうと考えてございます。

それから、4番目で、「海外からの優れた研究人材の活用」ということで、外国人研究者の日本への定着を促進するためのプログラムを整備していこうということで、いろいろ施策を講じているところでございます。

次、2ページ目でございますが、「持続可能な地域の形成」ということで、その中でも特に中間とりまと

めでは、大学等は地域にとって重要な知的・人的資源である、あるいは大学等の知の拠点を核とした地域づくりを推進するというような力強い文章を書いていたいただいているところでございますが、その関連につきまして、例えば1つ目に、地域の知の拠点再生プログラムというものがございまして、これは文部科学省だけではなくて、この参考資料も実は文部科学省の資料ではなくて、地域再生本部でつくっている資料なんですけれども、関係省庁が連携しながら、地域を再生するためのプログラムを推進しているところでございます。あわせて、大学と地域産業を連携しながら、ものづくり人材というものを育成するための施策を推進しているところでございます。

それから、2番目に、産学官連携ということで、産学官連携をイノベーションの創出を実現するためにいろいろなことをやっているわけでございますが、その大きな拠点となりますのが、大学に今、知的財産本部というものが整備されておりまして、平成15年度から大学の知的財産本部が整備されたわけでございますが、現在43大学にこういった本部が整備されてございます。そのうち6大学がスーパー産学官連携本部と申しまして、より全学体制で整備してもらっているという状況にございまして、今後更にそれを推進していく必要があるだろうと考えてございます。

それから3番目、地域クラスターの形成の推進ということで、これは平成14年度から整備しておりまして、現在18地域で知的クラスター創生事業ということで、各地域で産学官連携体制の構築、共同研究、こういったことを進めてございます。これも5年経ちまして、19年度から第2期に入るということで、更に持続的なイノベーションを創出するためのクラスター形成に向けた整備を推進していこうと考えてございます。ただ、こういった知的クラスターの整備には現実的には10年、長期的には30年かかると言われておりまして、より長期的な観点から整備を推進していく必要があるだろうと考えてございます。

4番目の地域イノベーションの強化でございますけれども、地域の大学その他の公的研究機関を核にして、産業ニーズ等を踏まえた新技術ニーズを生み出すための産学官共同研究を実施する。それに伴って、新技術、新産業の創出を図るということで、これは具体的に、JST（科学技術振興機構）で整備を進めておりまして、現在、全国各地に研究成果活用プラザ、あるいはサテライト、こういったものが整備されておりまして、それらを拠点として研究開発の支援、あるいはコーディネート活動を展開しているところでございます。

それから5番目、これは色合いがちょっと異なるのですが、地域のニーズに合った生涯学習の推進ということで、再チャレンジに向けた学習支援システムを構築していこうということで、例えばITを活用した学習機会の提供であるとか、あるいは再チャレンジの学習支援協議会の設置であるとか、そういった事柄について今後やっていこうということで、こういう再チャレンジ、生涯学習に関しては、5番目の項目である「『新たな公』による地域づくり」といったことにも関係してくるのではないかと考えてございまして、こう

した生涯学習の推進に関する施策も推進しているところでございます。

次に3ページ目でございますが、「災害に強いしなやかな国土の形成」ということで、災害に強く、国民が安心して暮らせるしなやかな国土形成を図るという観点から、3つほど掲げさせていただきました。

1つは、学校施設の防災化・耐震化の促進ということで、現在、防災拠点に指定されている公共施設の約6割が学校施設であるという現状でございますが、実際、学校で耐震性が確認されているのは全体の半分程度、54.7%にすぎないという状況がございますので、これらについて更なる耐震化の促進を図っていく必要であるであろうということでございます。今年の1月に施行されました改正耐震改修促進法に基づいた基本方針がございますが、その基本方針では、今後10年間、平成27年度までに学校を含む特定建築物について、耐震化率を90%に引き上げるという方針が定められているところでございますので、それに基づいて、学校施設についても更なる耐震化の促進を図っていきたいと考えてございます。

それから、今度はいきなり宇宙の話になりますが、「災害予測・災害監視インフラの充実」ということで、耐災害性を有する災害監視衛星、測位衛星、あるいは無人航空機等の観測基盤を充実させていく必要があると考えてございます。

それから3番目といたしまして、防災科学技術に関する基礎研究ということで、これは、筑波に独立行政法人の防災科学技術研究所という施設がございます、そこで地震、水害等々の災害に関する被害の軽減、あるいは災害復旧のための必要な基礎研究を推進しているところでございます。

次に4ページ目でございますけれども、「美しい国土の管理と継承」ということで、美しい国土を次世代に継承していくために、1つは、美しい景観ですとか、自然環境とかがあるわけでございますが、文化に関しては後ほど触れさせていただくとして、ここではまず環境教育ということで、当然環境教育の関係は環境省で進めているわけでございますが、文部科学省では、特に学校教育、社会教育、こういったところで環境教育学習の推進を図っているところでございまして、環境省と連携して様々なパンフレット、啓発資料等の作成、あるいは具体的なプログラムを実施しているところでございます。

それから、ちょっと由来は異なりますが、地球温暖化防止に貢献するという意味では、原子力エネルギーというものが重要な役割を果たしますので、高速増殖炉サイクル技術、あるいはITER計画を中心とした核融合エネルギー技術の研究開発、こういった原子力の研究開発の推進を図っているところでございます。

5ページ目でございますが「『新たな公』による地域づくり」ということで、多様な民間主体が地域づくりの新たな担い手となるためにどんなことが出来るかということです。ご案内のとおり、教育、文化、スポーツという分野につきましては、様々なボランティアが活動しているところでございまして、また、新たなNPOが続々とつくられているところでございますので、そういう生涯学習、あるいは文化、スポーツの担い手として、そういったボランティア団体、NPO団体の養成、支援を図っているところでございます。ま

た、高齢者ですとか、女性ですとか、そういった方々の社会参加の促進、生涯スポーツの振興、こういったものの充実を図っているところでございます。

それで資料はつけておりませんが、文部科学省の中に地域づくり支援室を設けてございます。これは一応全省体制で設けておりまして、例えば各市町村ですとか、あるいは団体ですとか、そういった方々から文部科学省に、どんな地域づくりに関する施策があるのかという問い合わせがあった場合に、関係の部署を紹介したり、あるいは関係の資料を提供するといった取り組みを推進しているところでございます。

今日お配りしている3-2の中に、文部科学省における地域振興施策一覧というのが入っておりますが、これを1個1個説明していると長くなりますので、説明はいたしません、例えばこういう形で、文部科学省全体で地域振興施策ではこういう施策をやっていますというものをつくりまして、これは文部科学省のホームページに掲載されております。これをご覧になって、地域の方々、あるいは団体の方々からどんな支援が得られるのかという相談があった場合に、速やかに担当部署を紹介して、そういった地域振興施策を支援するという取り組みを推進しているところでございます。

それから、あわせて、文部科学省の中に地域づくり支援アドバイザーということで、有識者の方々に委嘱しておりまして、必要に応じてそういった方々にいろいろな提言をいただいたり、あるいはいろいろなアドバイスをいただいたり、そういった取り組みも進めているところでございます。

次に、文化についてでございますけれども、説明資料の6ページ目でございます。文化につきましては、計画部会中間とりまとめの中でも随所に様々な文化振興に関する記述を書きいただいているところでございます。それは感謝いたします。その中でも、非常に私ども喜んでおりますのが、計画部会中間とりまとめの10ページ目のところに、アジアの記述でございますけれども、「経済力に加えて、知力、文化力や情報発信力などソフトパワーが車の両輪とな」っていくという事柄がございますので、まさに文化力というものを推進していく必要がある。更にソフトパワーの強化を図ることが、やはり国土計画でも重要な役割を果たすだろうと考えております。

そのための施策として、主に4点ほどここに掲げさせていただきました。

まず1つ目に、「コンテンツ分野の振興」ということで、これは文化庁的に言いますと、メディア芸術の振興ということになるわけでございますけれども、特にアジア地域について発信を図っているところでございますけれども、我が国の映画・映像について振興を図るという形で、メディア芸術に関して我が国を創造と発信の国際拠点としようということで、今いろいろと推進しているところでございます。文化については力を入れておりますので、参考資料でも説明したいと思います。参考資料の3-3をご覧くださいと思います。1枚、ポンチ絵みたいなものがあると思いますが、文化というと非常に幅広いわけでございますが、1つが、メディア芸術の振興をはじめとする新たな文化や芸術の創造・発信ということで、新しい文化

をつかって、それを発信していくというのが1つ。それからもう一つは、文化財、古くから我が国にある伝統文化、あるいは国宝、重要文化財、こういったものを含めた文化財の保存・活用を推進する。この2つが大きくあるわけでございます。

いずれについても、これらを外国へ発信していったって、日本文化というものをどんどん知らしめていこうというものがございます。

一方で、ローカルな観点から、地域文化、こういったメディア芸術を振興したり、あるいは文化財を保存・活用しながら、地域文化の振興を図っていこう。こういった形で、全体として文化の振興が図られる。それは結果として、新たな文化を重視した国土の形成に繋がるだろうということを考えているわけでございます。

参考資料の次のページをめくっていただきますと、今ご説明いたしましたコンテンツ分野のより具体的な資料がございまして、「『日本映画・映像』振興プラン」というものをつくりまして、魅力ある日本映画・映像の創造であるとか、人材の育成であるとか、流通の促進であるとか、そういったことを通じて、メディア芸術の総合的な振興を図って、これを我が国の存在感を高めるメディア芸術の振興という形で、国内外に発信していこうという施策を推進しているところでございます。

ご案内のとおり、日本のアニメーションですとか、ゲームですとか、そういったものは海外でも、アジアでも特に重視されておりますので、それを1つの日本文化としてどんどん発信していこうということを考えているところでございます。

そういったものを海外へ発信していくということで、参考資料の次のページをめくっていただくと、一つ一つは説明いたしません、国際文化交流の推進ということで、様々な講演を行いましたり、あるいはいろいろな方々を招いたり、あるいはこちらから派遣したり、海外と提携していろいろな交流を図ったり、あるいは高校生、学生を集めていろいろな芸術をやったり、それから映画祭であるとか、上映であるとか、そういった事業を様々な展開しているところでございます。

それについては文化財も同じでございまして、文化財も、イメージ的にはドメスティックなイメージがあるんですが、文化財、特に木造文化に関して、我が国は世界にも冠たる技術を持っておりまして、例えば日本古美術が海外にあった場合に、それを返せと言うのではなくて、こちらから専門家を派遣して、海外にある日本古美術を修復するとか、あるいはそういった日本が持っている文化財の保存・修復技術を活用しながら、アフガニスタンであるとか、イラクであるとか、そういった発展途上国の国々に行って、文化財の修復をはじめとする国際協力を推進するとか、そういうようなことを推進しているわけでございます。

それは国際的な枠組みでユネスコ等もいろいろ推進しているところでございますので、文化庁、文化財研究所が中心になって、文化財分野における国際協力といったものを推進しているところでございます。

それから、その次は、文化財の保存と継承ということで、これはちょっとドメスティックな話でございますが、国土計画の中で盛んに美しい国土であるとか、総理いわく「美しい国、日本」とかいろいろ言っているわけでございますが、そういった美しいというのは、ハードだけでなく、ソフトも含めた形で美しいわけでございますが、主に目に入ってくるのは、景観。美しい、良好な景観を保存する必要があるだろうというものがございます。

その中で、主にここで取り上げさせていただいたのは、1つが、重要文化的景観保護推進事業ということで、実はこれまで文化財保護法の中では、例えば名所であるとか、天然記念物であるとか、元々あった自然のものを対象としていたわけでございますけれども、これからは、元々あった農業であるとか、それから、人の手が入ったものであるとか、そういった文化的な景観、人の手が入った、人と自然とのかかわりの中で作り上げられてきた景観、棚田であるとか、こういったものもしっかり残す必要があるだろうということで、数年前に文化財保護法の改正をいたしまして、文化的景観ということで、新たにそういった分野を設けたところでございます。こういったものを通じて、良好な国土の形成を図れるであろうということで、更にこれらを推進していく必要があると考えております。

それから、国宝、重要文化財といった従来の文化財保護につきましても、一度指定されてしまうと手を入れるのが大変で、手を入れられないとか、あるいは住みにくいとか、そういった状況があったものですから、登録制度という形で、より緩やかな制度を設けまして、外観を保てれば中身は改造していいとか、そういう形で、より緩やかな保護の制度を図って、文化財をより活用出来るような形での制度をつくりました。

それから、伝統的な町並みを保存するための事業であるとか、ふるさと文化の再生事業であるとか、あるいは民俗文化財を保存するための事業であるとか、そういったものをいろいろ推進してございますし、また、世界文化遺産についても、最近かなり多くの地域が文化遺産に指定されておりますので、こういったものを1つの日本文化の発信事業として、更に今後ともそれらの活用・整備を進めていきたいと考えてございます。

それから、参考資料の次のページで、地域文化振興施策ということで、幾つか文化庁において講じております地域文化施策をまとめてございますけれども、これも先ほど申し上げたように、新たな地域文化をつかっていくという観点と、元々地域にあった伝統文化を保存・継承していくという、この2点があるのではないかと考えております。地域における文化振興というと、従来であれば、文化ホールをつくるとか、博物館をつくるとか、どちらかというとハードに走ってしまう傾向があったわけでございますが、最近では、そういった文化施設のハード整備はほぼ進んでおりまして、これからは、むしろハードではなくて、ソフトの整備を図っていく必要がある。これは実は、21世紀の国土のグランドデザインにもこれからはソフトの整備が大事だという記述がなされているわけございまして、これからも更にそういったソフトの充実を図って

いく必要があるだろうと考えてございます。

そういった観点から、ここにありますように、例えば「『文化芸術による創造のまち』支援事業」でありますとか、芸術拠点形成事業、あるいはミュージアムタウン構想の推進というような、地域が文化を核にした地域づくり、まちづくりを出来るような施策を推進しているところでございます。

数年前に私が国土庁におりましたときに、こういった文化の重要性を地域の方々に言いますと、「文化だけでは食っていけないからね」とか、「我々は霞を食って生きていくわけにいかない」とか、盛んにいろいろ言われたわけでございますが、現在では、文化による経済波及効果というものもかなりデータ的に実証されておりまして、実際そういった伝統文化、文化財を活用しながらまちづくりを図って、結果的に文化の活用によって観光振興といった形で経済波及効果を得ている地域が出てきておりますので、今の時代においては、文化なくして経済振興を図ろうという地域は少なくなってきているのではないかと考えております。

確かに文化は守っていかなければいけない部分もありますが、私どもとしては守ることだけに固執することとは考えておりません。これは、以前国土庁にいたときにいろいろ議論したことがあったのですが、21世紀の国土グランドデザインというのは、これまでの時代から環境、文化を重視していこうという流れがあった中で、これまでと全く開発重視だったものから、これからはそういったものを重視していこうということを行いましたら、ある役所から、そうはいつでも、例えば新幹線なり高速道路が出来たことによって、文化の促進・交流が図られて、それによって新たな文化が生まれるという面もあるじゃないか。だから、開発だって悪いことばかりじゃなくて、文化の振興のために寄与しているんだ、こういったご意見もいただきまして、それはごもっともでございまして、私どももそれは否定しておりません。ただ、現実問題として、これまで貴重な伝統文化というものが、まさに山の中であるとか、そういう隔絶された地域にあったからこそ守られ、保存・伝承されてきたということがあります。それが、開発されたことによって、人々が都心へ逃げていって、そのために文化財の担い手がなくなって、文化財が危機に瀕しているという現実もございまして、ですから、どちらが大事かという観点は既にあるわけでございまして、お互いのバランスを考えていかなければいけないと考えてございます。ただ、私どもとしては、そういう伝統文化を守ろうという動きがあれば、そういう団体なり、そういう人がいるのであれば、それは支援していかなければならないだろうと思っておりますし、一方で、伝統文化を生かしながら、新たな地域文化をつくっていこうという動きがあれば、それに対しても必要な支援をしていきたいということで、そういった伝統文化を保存・継承していくという観点と新たな地域文化を創造していくという観点、その両方から見ていく必要があるのではないかと考えております。

そういうことで、文化と国土計画、見方によってはうまくかみ合わないところもあるかもしれませんが、私どもとしては、文化政策というものをしっかり国土計画の中で位置付けていただきたい。更に言うと、文

化政策というのは、確かに私ども文化庁、文部科学省として推進しているわけですが、必ずしも文化庁だけがやっている施策が文化政策であると考えてはおりませんで、現に平成13年に文化芸術振興基本法というものが出来まして、それに基づいた文化振興に関する基本計画というものがあるわけですが、これは閣議決定されておまして、政府全体で文化芸術の振興を図っていこうという流れになっておるわけですが。従いまして、文化庁だけでなく、当然国土交通省なり、あるいは経済産業省なり、各省で文化に関する施策を、意識しているか、していないかわかりませんが、講じているということはあると思いますので、やはり政府全体で文化政策を推進していく必要があるだろう。そういう観点から、国土計画においても、文化というものに重きを置いた形で計画をつくっていただければありがたいと思っております。

21世紀の国土のグランドデザインのと看にも、文化と生活様式小委員会という小委員会を設けていただいて、非常に実のある議論をしていただいて、それを踏まえて1つの章が立ったということもございまして、現在議論されている中にも、ライフスタイル・生活専門委員会があると思っておりますけれども、そちらでも、おそらく文化を含めた議論をしていただいていると思っておりますけれども、更にこういった文化に関する事柄を国土計画にどう盛り込むのかという視点を重視した議論をしていただいて、新しい国土形成計画の中に文化政策を位置付けていただけたらありがたいと考えているところでございます。

なお、参考資料でございますけれども、文化審議会の文化政策部会で、平成17年2月に地域文化で日本を元気にしようという形で報告書をまとめましたので、参考までにお配りいたしました。これは、どちらかというと、提言と各地域における取り決めの事例紹介というものでございます。緑色の冊子の47ページをご覧いただければと思っておりますけれども、地域文化の振興について、7つの課題を整理いたしまして、各課題に対する21の方策について各地で実施されている特徴ある取り組みの27を事例紹介しているわけでございます。その中には、例えば教育分野、福祉分野、観光分野との連携において文化力を活用するという事例であるとか、ボランティアを活用した文化振興の事例であるとか、あるいは、学校、企業との連携、高齢者を活用した文化振興という形、様々なパターンで、いろいろな団体、企業、国、大学等々とも連携しながら、文化振興の役割というのがございますので、そういった形で、これを各地域にお配りして、様々な地域に応じた形での文化振興を図っていただきたいということで、配ったわけでございます。出来れば、これも参考にしながら、今後、本計画部会において更なる議論を推進していただければありがたいと思っております。

雑駁でございますが、以上でございます。

質 疑

○森地部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対して、ご質問あるいはご意見を伺いたと思います。

○西村委員　　2点ほど。半分コメントですが。1つは、文化の問題に関してなんですけれども、都心の再生ということを見ると、文化の問題を抜きにしては考えられないのではないかと。都心のクリエイティブな産業ですとか、もてなし文化だとか、食文化も含めてですね。その意味で、そういう視点で文化の問題を見る。つまり、中心市街地の再生、都市再生。どうもこのペーパーにはそういうところがあまり感じられないんですけれども、多分そういう施策もやられているのではないかと思うので、その点について少し伺いたたい。ここが一番、ある意味で都市問題との接点になり得るのかなというのが1点です。

それからもう1点は、文化財のことなんですけれども、先ほどのお話にもあったように、文化的景観や文化財の登録制度、様々なものが出来ていって、非常に広がってきたという意味で、文化財が国民に非常に近いものになってきたということがあると思います。同時に、それはまちづくりの側からいうと、地域らしさみたいなものを追求していくと、そういうところにも接点があるという部分があると思います。

ところが、今日の議論としては、なかなかそのところがあまり見えてこない。そこがある意味、国土形成計画で、フィジカルな町をつくっていくことと文化や文化財が非常に接点があるところではないかと思えます。そこに関して、国土交通省の中にも、様々な事業の中で、地域らしさを生み出そうという事業があるけれども、必ずしもそうした事業のあり方は、文化財の広がりとうまくいっているとは言い難い面もある。悪いと否定しているわけではないんですけど。そういう意味で、その接点が非常にうまく広がると、可能性が広がってくるのではないかとということがありまして、その点に関して何かお考えがあればと思って、質問であります。

○武内委員　　私は東京大学で国際科を担当しているので、最初の話には大変興味があるのですが、私も少し悩んでいることも含めて、こういうことについてどのようにお考えかということでご意見を伺いたと思います。留学生の数の問題、それから質の問題、こういうお話がございましたけれども、学部生と大学院生という、また別の切り口があらうかと思えます。私どものところには約2,000人の留学生がおりますけれども、その大半が大学院生でございまして、そうすると、学部をもう少し国際化しなければいけないのではないかという課題を持っているのですが、そういうことについて方針をお持ちかどうかと。

それから、大学院を中心にとということになりますけれども、送り出すとか受け入れるという形から一緒にという形に今だんだんなっていると思います。公共政策の分野ですと、例えばロンドン・スクール・オブ・エコノミクスとシンガポール国立大学のリー・クワン・ユー・スクールとコロンビア大学の公共政策あたりは、お互いに協定を結んでいて、2年間、1年ずつそれぞれの大学にいることによって、2つの学位がと

れるという形になっているんですけども、我が国では、二重学位とか、共同学位については、文部科学省は少し慎重なご意見をお持ちだということと、もう一つは、実際にそういうものを運用している場合にも、日本のほうで認知していくのと、それから国際的に認知していくというのは、ダブルスタンダードになっていって、必ずしも日本の法律の中で合法的に二重学位や共同学位というのが認知されているわけではないと私は認識しているのですが、そうなってきますと、世界の潮流から非常に遅れてくるということがあります。例えば、2つの大学で2年間で二重学位という方向性があり得るのかどうか、あるいは検討されているのかどうかということです。

それから、3つ目が教員ですね。留学生の割合が3.何%ということをおっしゃっていましたが、私どもの大学でも、教員は、特任も含めても5%しかいないんですね。ですから、教員も3%とか、そのぐらいになるんだらうと思うんですけども、教員の国際化比率を高めていくということに対して、これはそれぞれの大学が勝手にやるということなのか、ある種の政策的な展開の仕方があり得るのか、その辺もお伺いしたいと思います。

○関根委員　大学や学生の多様性にかかわる部分になるかと思うんですけども、私も、今回耐震の部分について出されているのは非常に評価出来るかと思うんですが、同時に、アクセシビリティの確保に関しても同じようなニーズがあるのではないかと思います。

日本は、サラマンカ宣言、いわゆる国連の統合教育推進という宣言を完全に無視している唯一の先進国だと思います。大学の学生に関しても、諸外国においては、5～7%の障害学生がいるんですけども、日本では4年制大学においては0.09%、ざっと数えると100分の1ぐらいしか障害を持つ学生を受け入れることが出来ない。そして、文部科学省の中にも、そういう担当官を1回も置いたことがない。諸外国からすると、とんでもなく遅れている状態の中で来ているわけです。この結果、ハートビル法でも、学校と事務所というのは常に除外されてきたのがやっと思直しが行われているわけですが、分離政策の結果として、阪神大震災や長岡の震災のときには、学校を避難所にした場合、たくさんの怪我人が生活上大変困るということが起きたわけです。ですから、今後耐震を進めていくのと同時に、教育現場におけるユニバーサルデザインの確保ということも、国内で非常に喫緊の課題ではないかと思いますので、国土形成計画の観点からも、ここを地域の拠点と考えると、学校の見直しということを、分離教育の見直しも含めて進めていただけるとよろしいかと思います。

○大西委員　大学の立地問題という観点でご質問させていただきたいと思いますが、国土計画の中では、均衡ある発展ということが今回の中にも出てきますし、格差問題というのは関心事の1つであります。

安倍総理も、所信表明演説で、都市と地方の不均衡という言葉を使っていると思いますが、この点では、従来工場等制限法があって、大学の立地が大都市が制限されていましてけれども、それがなくなったので、

今、自由になっているんですね。特に私立大学を中心に大都市に集中している傾向があると指摘されているようですが、文部科学省として、さっきの資料の中で、知的クラスターについては、東京では指定されていないというデータになっていますけれども、今後高等教育をどう地域で重点的に強化していくのか。それについて何かスタンスをお持ちなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

諸外国を見ると、いろいろな国がありますけれども、アメリカとかイギリスとかドイツなどでは、必ずしも大都市に大きな有名な大学があるというわけではないですね。どちらかというと、発展途上国では首都に大きな大学がある。日本はやや発展途上国型という感じもあるんですが、文部科学省として現段階でどうスタンスをお持ちなのか、お伺い出来たらと思います。

○林委員 今日のご説明は、文部科学省の審議会的なところと国土審議会的なところと両方混じっていたり、ちょっと国土審議会的じゃない部分もあったんですが、それはどういうことかと言いますと、ご説明の中で、文化とか、あるいは施設というのが点として語られていたのではないかと思います。しかし、国土形成計画なので、文化とかサービスを誰が受けるのかとか、あるいは、そのためのスケールメリットのようなもの、言い換えると、地方の都市とか地域ということになりますと、同じような文化施設をすべてが持つわけにいかないで、ここに初めて空間的な連携というのがあるわけなんですね。そういう意味で、地域の道路とか鉄道とか、そういう交通機関を使いながらの連携をどういうふうにしていったら、地域の文化の力が強くなって、内発的なものが生まれてくるのかということ。

それからもう一つは、ハードインフラではなくて、人的な資源という意味では、今の西委員の発言とも関連するかもしれませんが、大学というところが、いろいろな専門の知識を持っている人材がいるんですが、私も大学にいますけれども、必ずしもそれが地域に還元されてないと言いますか、役に立っているかどうかというのはわかりにくいところがあるので、そういうときに、地域の文化施設と大学の人材とか、あるいは研究所がもしその地域にあれば、そういうところをうまくコンバインして、どういうふう育てていくかという、そういうスキームを、大学は大学、文化施設は文化施設という予算のやり方ではなくて、国土計画的な配慮から、何かそういうものが生まれてきますと、地方の限られた資源とか、それから財政的にも非常に厳しくなっているものですから、非常に良いのではないかと思います。その辺はどういうふうにお考えかということです。

○寺島委員 2点質問させてください。1つは、3ページの「災害に強いしなやかな国土」の中の2で、災害予測・災害監視インフラの充実というところに、監視衛星とか測位衛星とか無人航空機のこと言及されているんですけれども、GPSの関連で、国土管理にとって技術的に今後ものすごく重要なテーマになってくると思います。日本の選択ということなんですけれども、インドも中国も、隣の韓国も、欧州のガリレオに入るということを決めたんですね。そういうことを背景にして、これは単に文部科学省というか、特に

科学のほうだけの判断ではなく、総務省とか、いろいろな戦略的視点によるかと思えますけれども、日本はアメリカの軍事衛星である、GPSが24個地球を取り巻いているものに位置測定を任せる形で選択していくのか、独自の衛星を打ち上げるといった意味なのか、ガリレオに入るといった意味なのか、そろそろ戦略的な方向性を定めなければいけないところに来ているのではないかなと私自身は思っているんですけども、そういう意味で、ここに書いてあることの意味をより実体化させる必要があるのではないかとということが1点目です。

それから、2つ目が、シームレスアジア、これは私が担当している分野と関係あるんですけども、アジアゲートウェイなんていうことが総理からも言われている状況の中で、港湾とか空港とか道路に関する専門性の高い情報の共通の基盤を日本がリーダーシップをとってつくっていく必要がある。それが国土計画の実効性を高めるためにも必要だと。そうなってくると、例えばの話が、物流管理のためのRFIDに関する、専門性の高い人材の交流なんていうことが文部科学省と絡んでくると思います。先ほどから大学における外国人の研究者の比率も話題に出ていますけれども、私自身がシンクタンクのようなものを責任を持っているから感じるんですけども、日本の研究機関における外国人の比率は、世界的に見ても低いんですね。そういう意味から考えても、これは何も文部科学省のテーマだという意味ではないんですけども、例えば国土交通省としても、国土計画を実効あらしめるためには、こういった物流管理だとか、港湾、空港、道路に関する専門性の高い人材を交流させるシステムなり、プログラムなりをきちっと充実させていくという流れをつくらないとまずいのではないかなと最近思っているものですから、その点だけ発言しておきます。

○奥野委員 私、大学の教員を長くやっております、今の話、一つ一つ大変関心を持って聞かせていただきました。ありがとうございました。

先ほど大西委員からご発言がございました地域格差の問題についてのお考え、あるいはご感想をお聞かせいただければと思っています。科学技術関係の予算が重点的に特化されてきて、国立大学の校舎等々も、私は経済なんですけど、経済学部等々の校舎もきれいになりまして、その辺は大変に喜んでいただいておりますけれども、一方で、やはり日本の場合、人文社会科学の分野、特に大学院の分野が、一部大都市圏の一部の大学を除くと、極端に劣っていると正直思っております。これは、特に地方圏の大学院になってまいりますと、ほとんど学生が集まってこない。それで、とにかく何割かを埋めるのに必死になっているという状況だと思っております。ただいまの資料にもございましたように、地方のまちづくり、地域づくりについて、地方圏の大学の大学院の役割、人文社会学系の役割は大変大きいと思っておりますけれども、大学院の学生がいなくて、COE等々、そういうプログラムがとれたとしても、それを支えていくということが難しいということもございまして、そこら辺の、特に人文科学、社会科学系の大学院の大都市圏と地方圏との格差の問題、それはどういうふうなご感想を持っていらっしゃるか、お聞かせいただければと思います。

○垣内委員　1つコメントと要望をさせていただきたいと思います。私は、従来から、文化とか学術とか教育、人材養成といった知的なインフラ整備というのは、国土形成計画においても非常に重要だと思っておりましたので、大変興味深くプレゼンテーションを聞かせていただきました。この前の内閣府の資料の中にも、都市再生の一部として、文化、芸術や人づくりによるコミュニティーの再生とか、文化施設の立地支援とか、歴史資源の活用とかいったようなことは触れられているように、知的なインフラ整備は非常に重要だと思うのですけれども、この点について、国土形成の手段として、ややもすると、文化とか人材を活用するという観点が重視される懸念があります。単なる活用の側面だけではなくて、新しい価値をつくり出したり、既存の価値を維持するといったようなことも非常に重要でして、ソフトパワーをつくって、維持していくということが重要だと思うのですけれども、その際には、すぐに効果が出るというものでもないわけですから、長期にわたって継続してきちんと投資をしていく。必要があれば、お金を使っていくということもきちんと主張して、そこに盛り込んでいただければと思います。これはコメントです。

また、文部科学省の中で、ややもすると、国土形成計画に対して十分な理解が得られていないというコメントもあったかと思しますので、その点については十分に周知していただけるように要望させていただきます。

○金井委員　今のご説明で、取り組んでおられることについては非常によく理解出来たんですが、1つだけお伺いしたいのは、この間の中間とりまとめの中でもそうなんですけれども、担い手の問題というのが非常に大きなテーマになっていると思うんですが、私ども、特に観光の関係の仕事をしておりますので、そういうときにしみじみ感じますのは、コンテンツの問題もそうだと思いますし、文化全体の発信の問題もそうなんです。それぞれ取り組んでいただいているのですけれども、外国の受け止め方は、ばらばらに展開されているという感じが非常に強いのではないかと思います。そこが必ずしも数字上の成果に繋がらないようなことになってしまっているという感じがするケースがままあります。そういった意味合いから、ある意味で民の力をどういうふうに文化施策なり何なりでお使いになっていくのかということをごどのように考えておられるのか。例えば幾つかの省庁にまたがるようなことを一緒に展開したほうがずっと効果があるということがあると思うのですけれども、そういう場合に、コーディネーター的な役割で民というものを使っていかれるということをお考えになれば、相当効果が出てくるのではないかと思いますので、その辺をどういうふうにお考えになっているかということをお伺いしたいと思います。

○森地部会長　ありがとうございます。時間が限られておりますので、幾つかの関連することをまとめてお答えいただきたいと思います。

○文部科学省大臣官房政策課企画官　多岐にわたっておりますので、全部答えていると時間がなくなってしまいます。細かいところは、ペーパーが何かで回答したいと思います。まず、いろいろ文化政策につい

て、中心市街地との関係はどうかということですが、先ほど申し上げたように、ハード的な整備はほぼ終わっておりますので、では、今後ソフトをどうするかということで、例えば現在、文部科学省、文化庁は丸の内にございますので、丸の内から文化力という形で、関係の企業と連携しながら様々なイベントを展開したり、また、地域には様々なインフラが整備してありますので、それを活用した形で、例えばロビーを活用したコンサートであるとか、そういった取り組みに対して支援するという形での展開を図っているところがございます。確かに中心市街地に関しての文化振興の重要性も重視しながらやっているところがございます。

それから、文化財の広がり、国土計画の接点ということに関しましては、文化財の中で、先ほど説明した、伝統的建造物群ですとか、そういう町並みの中に現在もある文化財を活用しながらやっていくという制度もございますし、また、先ほど申し上げたように、登録文化財という形で、既存の文化財を活用しながら、例えば、外見は非常に古めかしいんだけど、中を見れば非常に近代的なものになって、そこをホールとして活用するとか、博物館として活用するとか、そういうような役割を果たしておりますので、そういった地域らしさを残しながら、中身は現代の生活に合わせたような形での整備をやるという観点から、文化財保護法の枠を今広げているということがございますので、そういった取り組みも更に進めていきたいと考えているところがございます。

それから、留学生につきましては、確かに学部生、院生という2つの関係があるわけですが、一方で、留学生を日本に定着させるという観点から、それなりの高度な専門性というものが必要になってまいりますので、そうなりますと、院生も充実していかなければならないということもあります。また一方で、留学生は、もともと語学、言葉の問題がございますので、そういった言葉の問題から、定着に至るまでの長期間のことを考えると、なかなか学部だけでは十分対応しきれないということもございますので、学部、院生あわせた形での統一的な、総合的な留学政策をやっていく必要があるのではないかとこの形でございます。定着ということを考えるならば、長期的に外国人、外国人留学生を日本に研究人材として活用していこうという観点から言えば、確かに院生重視ということになるかと思いますが、さはさりながら、いきなり院生の方に来ていただくということではなくて、学部生の方に来ていただいて、日本の良さをわかっていただくという観点もあわせた形での、ダブルスタンダードと言えそうかもしれませんが、そういう形のことをやっていかなければいけないと思っております。

それから、二重学位云々の話は、本日、高等教育局の担当者が来ておりませんので、そこはまた後ほど回答させていただきます。

あとは障害者の話ですが、ユニバーサルデザインということに関しても、おっしゃるとおり、遅れている分野でございまして、これから大学だけでなく、社会教育施設等々も含めた形でのユニバーサルデザイン

というものを整備していこうという動きになってございますので、重要性は認識しているところでございます。

それから、国土審議会的では必ずしもないというご意見をいただきましたけれども、おっしゃるとおり、接点をどこに設けるかというところがあるわけでございますが、結局、国土の整備というのものも、必ずそこに人材があるわけでございますので、まさに文部科学省としては、そういった人的資源をいかに整備していくかという観点での重要性を考えておりますので、そういった観点から、人材を育てていく。その中で新たなソフトパワーを拡充していくという観点からの施策を重要視していきたいなと思っております。おっしゃるとおり、施設整備が終わったといっても、ない地域もあるわけございまして、道路交通の発達に伴って、いろいろな地域の文化施設をコンバインさせていく。要するに、1つの市町村単位で考えるだけでなく、様々な文化施設、大学等々を連携しながらやっていくという観点を非常に重要視しているところでございまして、まさに地域連携という観点から、そういった教育、文化、学術施設との交流促進を図ることは重要であると考えているところでございます。

GPSにつきましては、担当者が来ておりませんので、また追ってご返事させていただきたいと思っております。

○森地部会長 国際的な人的ネットワークとか、こんなことも含めて、後ほどまたご回答いただければと思います。

先ほども申し上げましたけれども、これから国土形成計画のアウトプットの1つは、制度的な提案でもございます。その面でもご尽力をいただければと思います。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(1) 各府省庁ヒアリング（厚生労働省）

それでは、引き続き、厚生労働省よりご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○岩井厚生労働省政策統括官（労働担当）付労働政策担当参事官室政策企画官 厚生労働省の政策統括官付労働政策担当参事官室、また社会保障担当参事官室も併任しております政策企画官の岩井と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。

お手元の資料に従いましてご説明申し上げます。厚生労働省におきましては、雇用、労働、保険医療、福祉、社会保険などの社会保障といった非常に広範な、多岐にわたる分野を所掌しております。これによりまして、国民の生涯を通じた安心を実現するための施策を展開いたしております。本日は、国土審議会におき

まして、基本施策についてご説明することとなっております、私どもといたしましては、先般、国土審議会計画部会におきまして取りまとめられました中間とりまとめの冒頭におきまして、留意点として強調されております人口減少社会における国土づくりといった観点を切り口といたしまして、私どもの施策を整理してお話ししたいと思います。また、特に地域政策的な施策、それから社会インフラにかかわるものについては、重点を置いてご説明申し上げる次第でございます。

それでは、資料の2ページをご覧ください。まず、我が国の人口の推移からご説明申し上げます。我が国の人口は、2004年をピークといたしまして減少傾向に入っております。この資料の中央方にあります破線より左が現在の実績値、右側が推計値でございます。棒グラフは人口を表しております、上の黄色い部分が65歳以上人口、真ん中の青い部分が生産年齢人口と言われる15歳から64歳人口、下の赤い部分が14歳以下人口でございます。少子高齢化が進んでおります。特に我が国におきましては、出生数、出生率がともに減少が続いております。昨年の合計特殊出生率、これは生涯に女性が産む子供の数に相当いたしますが、これが1.25となりまして、史上最低を更新しております。人口規模を維持するためには、合計特殊出生率が2.07必要と言われております。1.25というのは、この6割の水準。わかりやすく言えば、親の世代の同級生が100人であったとすれば、子供の同級生が60人、孫が30~40人になっていくという姿でございます。また、昨年、調査をとりましてから初めて、生まれた子供の数が亡くなった方の数よりも少なくなりまして、人口減少社会が現実のものとなっております。右側の推計値は、平成12年の国勢調査の結果を踏まえました平成14年の将来推計でございまして、今後とも少子高齢化が一層進むという姿が見えます。

3ページをご覧ください。こうした人口減少が当然労働力人口に影響を及ぼします。そうした中で、若者とか女性、高齢者などのすべての人々の意欲と能力を最大限発揮出来るような環境整備を図ることによりまして、将来の労働力人口の減少を相当程度抑えることが可能と考えております。この棒グラフの一番左が2004年の労働力人口でございまして、6,642万人でございます。2015年に、ただいま申し上げました、若者、女性、高齢者といった方々の労働市場への参加が進まなかった場合、これから410万人減少し、6,237万人になると推計しております。これに対しまして、例えば高齢者の就業支援で50万人、仕事と家庭の両立支援で170万人、若者への就業支援で80万人増となりました場合、この減少幅を縮減し、110万人の減少に抑えることが出来るという推計を出しております。

こうした人口減少、労働力人口の状況の中で、ただいまより雇用政策と社会保障政策につきまして、概括してご説明申し上げます。5ページをご覧ください。人口減少社会におきまして、労働力人口の減少を抑え、経済社会の活力の維持・増進させるためには、先ほども申し上げましたとおり、若者、高齢者、女性など、こうした方々の意欲と能力を最大限発揮していただきまして、働くことが出来るようにすることが重要

でございます。

こうした観点から、3本の柱、基本的方向に基づきまして、雇用対策を講じております。第1の柱は、若者への就業支援でございます。後ほど申し上げますが、フリーターの方々を対象として「フリーター25万人常用雇用化プラン」というものを立てまして、推進をいたしております。また、いわゆるニート等の若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な取り組みを推進しております。

第2の柱は、女性への就業支援でございます。後ほどご説明申し上げます仕事と家庭の両立支援策のほか、マザーズハローワーク等におきまして、子育てをしながら再就職を希望する女性の再就職支援を行っております。また、子育てする女性が起業される場合に、起業の費用の一部を助成するなどの支援を行っております。

第3の柱が、高齢者への就業支援でございます。高齢者雇用安定法に基づく定年の引き上げや継続雇用制度の導入等の対策を講じております。また、シルバー人材センターの事業を推進しております。

6ページをご覧ください。ただいま申し上げました若者の雇用対策の1つの柱といたしまして、フリーターでございます。2003年に、いわゆるフリーターという方々が217万人まで増加いたしました。その後、2年連続で減少しております。2005年には201万人となっております。しかしながら、この中で25歳以上の年長のフリーターという方々の減少幅が小さい状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、「フリーター25万人常用雇用化プラン」というものを講じております。簡単に申し上げますと、適性判断、カウンセリング、職業紹介等のサービス、これをワンストップで行うジョブカフェというものを展開しております。更に、企業におきまして、3カ月間の試用雇用を通じまして、常用雇用へ繋げていく、移行を促進するという制度であります。トライアル雇用という政策を行っております。それから、企業実習と訓練機関の座学を連結させた日本版デュアルシステムという教育訓練プログラムを実施しております。そのほか、ハローワークにおけますフリーター常用就職支援事業を行っております。昨年は、フリーター20万人常用雇用化プランを推進したのですが、17年5月から18年4月の実績で22.5万人、目標を上回る実績を出しております。

7ページをご覧ください。いわゆるニートと呼ばれる若者等の対策でございます。10年前にニートと呼ばれる方々は40万人でございましたが、これが64万人まで増加し、その後高止まりをしております。特に25歳以上の方々の層が増加している状況です。こうしたニート等の対策といたしまして、ニート等の自立を支援するための地域体制といたしまして、地域若者サポートステーションを設置し、中核機関として機能するように構築する考えでございます。それから、合宿形式による集団生活の中で生活訓練、労働体験等を通じて働く自信と意欲を付与する若者自立塾事業を推進しております。更に、全国のハローワーク等におきまして、相談体制等を整備いたしまして、若者の就業をめぐる悩みに的確に対応しております。そのほ

か、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲、能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、地域社会、政府等の関係者が一体となって取り組む国民運動を推進しております。

8ページをご覧ください。先ほど女性の就業・就職支援につきまして簡単にご説明申し上げましたが、それに関連するものとして、ワーク・ライフ・バランスの件をご説明したいと思います。少子高齢化の中で、働く方々が意欲、能力を最大限発揮出来ることの必要性、それから、働くこと、生活に対する意識、ニーズ、こうしたものが多様化していることを背景として、仕事と生活の調和ということが非常に重要になっております。実際、近年、労働時間につきましては、長短の二極化と言われておりますが、長い方と短い方の二極化をしているという現象が見られます。また、年次有給休暇の取得率も低下しております。

こうした状況を踏まえまして、長時間労働の是正を図るとともに、このページにございますとおり、仕事と家庭の両立支援対策を推進しておる次第でございます。大きな柱として、育児介護休業法等の施行、事業主への支援、労働者への支援でございます。詳細につきましては省略させていただきますが、こうした施策を強力に推進し、希望する方々が、子育てをしながらも、安心して働くことが出来る社会を構築してまいり所存でございます。

9ページをご覧ください。高齢者雇用対策でございます。現状でございますが、②にございますとおり、我が国の有効求人倍率は現在1.0%台になりまして、改善しておるんですが、高齢者に関する有効求人倍率は依然厳しい状況が続いております。その一方で、我が国の高齢者の就労意欲は、諸外国に比べまして高いとされております。また、年金の支給開始年齢、2017年にかけて段階的に65歳に引き上がっております。こうした状況の中で、高齢者が、意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることが出来る社会の実現を目指しております。具体的には、65歳までの雇用を確保するという観点から、65歳までの段階的な定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、定年の定め廃止のうち、いずれかの措置を実施することを義務付けしております。

第2点として、中高年齢者の再就職の促進という観点から、改正高年齢者雇用安定法に基づきまして、募集採用時に上限年齢を設定する場合、これは10項目のみ認められているんですけども、この明示を義務化しております。さらに、多様な就業・社会参加の促進という観点から、これは地域において実績を上げておりますが、シルバー人材センターという事業を推進しております。こうした対策により、高齢者の就業を促進していく次第でございます。

10ページをご覧ください。ただいま申し上げましたのは、人口減少化におけます雇用対策の大きな柱でございます。先ほどもちょっと触れましたけれども、我が国の全国的な有効求人倍率は1倍台まで回復しております。しかし、その中で、地域によっては格差がございまして、雇用の改善の動きが弱い地域が存在し

ております。

厚生労働省におきましては、従来より地域雇用開発促進法等に基づきまして、雇用情勢の厳しい地域に対して、雇用開発の措置を講じておりました。これが、このページの左側にある図でございまして、具体的には4つの類型を設定いたしまして、様々な施策を推進しております。

次のページをご覧ください。先ほども申し上げましたとおり、全国的な雇用・失業情勢が好転している状況を踏まえまして、これからは雇用情勢が特に厳しい地域と雇用創造に向けた意欲が高い地域、これに重点化して、これを支援する等の措置を講ずるという改革を行うこととしております。具体的には、次期通常国会に地域雇用開発促進法の改正案を提出することといたしております。その内容といたしましては、このページの下の方の中でございます。雇用開発促進地域という、雇用情勢が特に厳しい地域を設定いたしまして、県が策定した計画に対しまして、厚生労働大臣の同意があった場合に、支援措置を講ずるというスキーム。それから、右側でございますが、雇用機会が不足する中で、市町村が自主的に雇用創造に取り組もうとしている地域、これを雇用創造推進地域としておりますが、これにつきまして、市町村等が計画を策定した場合に、事業を委託する等の支援事業を行っております。こうした施策によりまして、地域におけます雇用の開発、ひいては地域における労働力の確保にも繋がる雇用開発、そうしたものを推進していく次第でございます。

12ページをご覧ください。特に地方の農林業等でございますけれども、農林業等における労働力の確保ということが非常に大きな課題になっております。また、最近では若者を中心に農業への就業意欲というものが高まりを見せております。こうした観点から、こうした方々の雇用を促進するという観点からも、農林業等の就職促進支援事業を展開しております。大きく分ければ2つございまして、就農等支援コーナーというものを各都道府県1カ所のハローワークに設置いたしまして、失業者やフリーター等に農林業等の求人情報を提供したり、あるいは農林業等の体験、市民農園情報などの情報を提供するなどによりまして、就農を支援することを行っております。また、東京、大阪、愛知の3カ所におきまして、農林業等就職相談コーナーというものを設置しております。ここにおきましては、全国からの農林業等の関係求人情報、あるいは農業等の関係団体との連携をとりながら、大都市圏の求職者を円滑に地方に移動することを支援しております。こうした観点から、農林業というものを通じまして、地方の雇用というものの開発なども行っております。

続きまして、3番目の持続可能な社会保障制度の構築につきましてご説明申し上げます。社会保障制度の概要につきましては、簡単に申し上げますと、個人・世帯を対象とする給付、社会保障の基盤を形成する国民全体を対象とする施策、大きく2つに分かれます。給付につきましては、医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労働者災害補償保険などの社会保険、それから、障害者、老人、児童、母子等に対する社会

福祉、公的扶助の生活保護。それに対しまして、食品衛生や結核・感染症対策、麻薬対策、上水道等の公衆衛生対策がございます。給付費は、平成15年度で総額84.3兆円になっております。

15ページをご覧ください。少子高齢化社会の到来を迎えまして、1つの大きな課題といたしましては、社会保障給付費の伸びでございます。社会保障給付費につきましては、このグラフでございますとおり、年々急速に伸びております。また、1人当たりの給付費も伸びております。特に医療は、高齢化の中で非常に伸びておりますが、それを上回る勢いで年金の給付費が伸びておる次第でございます。

次の16ページをご覧ください。こうした少子高齢化社会をにらみまして、厚生労働省におきましては、過去より度重なる社会保障制度改革を行っております。これによりまして、持続可能な制度の構築を目指しております。近年の改革といたしましては、大きなものとして3つございます。1つは、平成16年の年金制度改革でございます。これにつきましては、本日は説明を省かせていただきます。さらに平成17年には、介護保険制度改革を行っております。これは予防重視型のシステムへの転換、あるいは住み慣れた地域で暮らし続けられるようなサービスの整備を行うものでございます。それから、平成18年には医療制度改革を行っております。これは、安心・信頼の医療の確保と予防の重視、医療費適正化、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度の体系を実現しております。これらにつきましては、後ほどご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。こうした社会保障制度を考える中で、少子化対策というのは非常に重要な分野でございます。内閣府から後ほど少子化対策についてご説明があると聞いておりますので、本日は簡単に申し上げます。少子化対策につきましては、平成16年6月に政府の少子化対策の基本方針となる少子化社会対策大綱を閣議決定いたしております。

ここでは、ここにございますとおり、4つの課題を設けております。この課題は、いわゆる出生率低下の社会的背景と言われております、働き方の見直しに関する取り組みが進んでいないこと、子育て支援サービスが十分に行き渡っていないこと、若者が社会的に自立することが難しい社会経済情勢であること。こういった背景に課題が対応しているものでございます。

また、平成16年12月には、子ども・子育て応援プランという5カ年計画を立てております。また、これと呼応する形で、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、都道府県、市町村、従業員300人以上の企業に次世代育成支援の行動計画を策定いただいております。また、昨年予想よりも早く人口減少社会に突入いたしましたことを踏まえまして、政府・与党におきまして、今年の6月に新しい少子化対策が決定されております。この決定を受けまして、厚生労働省におきましても、子育て支援の強化、待機児童ゼロ作戦の推進、働き方の改革などの施策を推進することといたしております。

次のページをご覧ください。介護保険制度につきましてご説明申し上げます。平成17年に介護保険制度の大改革を行いました。この改革は、明るく活力ある超高齢社会の構築、制度の持続可能性、社会保障の総

合化といった基本的な視点に立っております。

大きな改革の内容といたしましては、簡単に申し上げますれば、介護が必要な方の中で、軽度な方が非常に増えているということ。また、軽度な方がサービスを受けた状態が、介護度の改善に繋がっていないということ踏まえまして、予防重視型のシステムへの転換を図っております。

また、在宅による要介護者と施設の入所者の間で、食費、居住費用といった利用者負担が公平ではないという指摘がございます。これの見直しを行っております。また、独居高齢者、認知症の高齢者が増加していること等を踏まえまして、新たなサービス体系を構築しております。さらに、利用者によるサービス選択を向上させるために、介護サービスの情報の公表等を講じております。さらに、低所得者への配慮、市町村の事務の負担の軽減などに対応した措置も講じております。

19ページをご覧ください。地域にかかわる問題といたしまして、地域の介護サービス体制の観点から2点ご説明申し上げます。先ほど申し上げましたが、近年、いわゆる身体的な理由での介護を必要とする方に加えて、認知症の高齢者が非常に増えております。認知症の高齢者の特徴といたしまして、記憶障害が進む一方で、不安、焦燥感にかられるとか、環境適応能力が低下するといったことが挙げられます。こうした状況に対応いたしまして、ケアといたしましては、環境の変化をなるべく避けて生活を継続させる、あるいは高齢者のペースでゆったりと安心感を持たせるといったことが必要となります。こうした観点から、小規模な居住空間、家庭的な雰囲気、なじみのある安定的な人間関係、住み慣れた地域での生活の継続ということが必要となります。こうした状況を踏まえまして、この度の改正におきまして、地域密着型サービスを創設しております。

具体的には、例えばAという市がございましたらば、その市の住民だけが利用出来るサービス類型を設けまして、その市町村、あるいは更に細かく分けた圏域で、ニーズに対応したバランスの良い整備を図るものがございます。地域密着型サービスの具体的内容は下の箱に書いてあります小規模多機能型居宅介護等の類型でございますが、こうした地域密着型サービスを整備することによりまして、要介護者が住み慣れた地域で生活を行える社会を構築することとしております。

次の20ページをご覧ください。この度の改革におきまして、地域包括支援センターというものを設置することとしております。地域包括支援センターというのは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続していただきますよう、要介護状態となりましても、ニーズとか変化に応じまして、切れ目なくサービスを受けられるようにすることを目指しまして、そうした包括的な支援を行う、地域における中核となる機関を設置したものでございます。これは、市町村、または委託によりまして行われておりまして、具体的な事業は、丸の中に3つ掲げられておりますとおり、先ほど少し申し上げました予防型の給付のケアマネジメントを行う事業、それから真ん中にございます、総合相談とか、虐待の防止、早期発見、権利擁護などの事

業、それから左にございますけれども、介護保険におきまして、ケアプラン等を作成しますケアマネジャーに対する支援等を行うものでございます。こうした地域包括支援センターを市町村に置きまして、中核機関として地域に密着したサービスを切れ目なく提供出来る体制を構築することといたしております。

次の21ページをご覧ください。地域の医療提供体制につきましても、改正、改革を行っております。ここに6つの箱がございますが、この内容が今回の大きな改革の内容でございます。その中で、一番上にございます医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化、連携の推進につきまして、本日ご説明申し上げたいと思います。

次のページをご覧ください。医療法という法律がございまして、医療提供体制について定めておるのでございますが、その中に医療計画というものがございます。この中で、この度の改革におきまして、がん対策、脳卒中对策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策、小児救急医療対策、周産期医療対策、救急医療対策、災害医療対策、及び僻地医療対策といった主要な事業ごとに医療連携体制を、医療機関の所在地とかその機能、例えばどのような機器があるか、医師がどのように配置されているかといったことがわかるように明示し、これを住民に提供するように定めております。具体的なイメージは、下のものございまして、例えば脳卒中であれば、急性期から回復期、そして療養を受ける時期に応じまして、どのような病院がどのような機能を持っているかということを示すものでございます。

23ページは、これをもう少し詳しく説明しているものでございまして、これは時間の関係上、省略させていただきます。

地域におけます流れでございますけれども、例えば24ページでございます。脳卒中の場合でございますが、医療連携体制はどのようなものと申し上げますと、通常在宅で生活されておられまして、かかりつけ医、いわゆる診療所等にかかっておられるケースが多うございますが、仮に脳卒中の疾病を発症された場合、急性期の場合は、急性期に対応した医療機関におきまして、治療等を受けられます。それから、回復期リハビリになりましたら、必要に応じまして、転院調整を行いまして、回復期リハビリを行う医療機関等を利用する。そして、療養を受ける場合には、それを利用する。更にかかりつけ医からの様々な支援もあるという状況でございます。こうした地域におけます脳卒中とかがんとか、そうした疾病等の事業ごとに地域における医療機関の機能分化、連携を構築する考えでございます。また、それを住民の皆様インターネット等で提供いたしまして、わかりやすく情報をお示するという施策を講じております。

次、25ページをご覧ください。最後になりますが、水道につきましてご説明を申し上げます。水道は、非常に重要なライフラインの1つでございます。厚生労働省におきましては、水道の普及を図っております。現在、平成16年度末で、人口で言えば97.1%の普及率に至っております。まだまだ井戸水を使っておられる水道未普及地域がございまして、こうした地域では水枯れや衛生上の問題が発生しておりますの

で、厚生労働省におきましては、こうした未普及地域の解消に向けて引き続き取り組んでまいり次第でございます。

一方、水道の管路でございますが、総延長約58万キロに達しておりますが、この赤い棒は、その中で、敷設後20年以上を経過した、いわゆる経年管と言われるものの延長でございます。これが年々増えておりまして、約40%が経年管となっております。

26ページをご覧ください。水道の現状と今後の方向性について4点に絞ってご説明申し上げます。第1点でございますが、ただいま申し上げましたとおり、水道施設の老朽化という問題がございます。これはちょっと見えづらいかと思うんですが、上の写真は水道管でございます、傷んで、ぼこぼこになっている状況でございます。下のグラフは、浄水場でございます。浄水場は、大体1960年代から70年代の高度成長期に稼働を開始しているものが多くございまして、これらが今後まとまって更新時期を迎える状況でございます。

一方、右の箱でございますけれども、水道というのは、原則として市町村が事業主体となって経営しておりますが、経営基盤が脆弱なものが非常に多くございます。上のグラフで5,000人以下というのは、いわゆる簡易水道で、山村部などに多くございますが、これが非常に多くございます。

今後、人口減少社会に突入いたしまして、特にそうした地域で人口減少することも見込まれまして、こうした経営基盤が非常に脆弱な事業者の場合、経営が厳しくなることが見込まれます。また、そうした中小の規模の水道事業者の場合、技術的レベルを維持することが非常に困難な状況でございます、それが下のグラフで示されております。こうした状況を受けまして、老朽化施設の更新ということが1つの課題でございます、これにつきましては、計画的に進めることとしておりまして、国庫補助制度がございます。また、広域化による事業規模を拡大して、運営基盤を強化することといたしております。

27ページをご覧ください。第3の論点といたしまして、大地震の際、これは過去の大地震の際にも起こったわけですが、長期間にわたる断水被害が発生いたします。特に我が国の水道施設の場合、耐震化率が極めて低い状況でございます。浄水場の場合、20%、配水池の場合、30%、基幹管路の場合、13%でございます。例えば基幹管路でございますと、下の箱でございます図にありますとおり、地震で揺れた場合でも、ジョイント部分が外れないような管路が必要でございます、こうした基幹管路とか施設の耐震化率100%を目指して、整備を行うことが必要でございます、これにつきましても補助事業を実施しております。

最後に右の箱でございますが、水質の問題です。川等の水源におきましては、通常の濾過とか塩素消毒では除去出来ない汚染物質がございます。こうしたものが存在し、現在でも毎年10件から20件、給水停止をしなければならないような水質汚染事故が起こっております。その内訳を見ますと、油とか有機物等がご

ざいまして、依然こうした状況がございます。これを踏まえまして、下の箱でございますけれども、水道水源保全に関する関係府省との連携強化を行っております。例えば、農薬を使用する方を指導される農林水産省に対する情報提供や、水道水質基準を定める際に環境省や農林水産省との情報交換などを行っております。それから、2番目の丸でございますが、こうした水源汚染、病原生物に対する健康被害を防止するため、高度浄水施設、具体的には活性炭素処理とかオゾン処理等を行う施設がございますが、こうしたものも整備を進めておりまして、これにつきましても補助事業を行っております。最後に、水道水源の状況につきまして、自動監視を行う施設の整備も促進しておりまして、補助事業を行っております。

こうした施策によりまして、今後とも安全な水道を安定的に供給することに努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、厚生労働省の基本施策について概括的にご説明申し上げます。

質 疑

○森地部会長 どうもありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思いますが、まだご発言いただいております安居委員、村田委員、石委員、家田委員から先に伺いたいと思います。

○石委員 ニートやフリーターについて、何か悪いというふうにお考えになっているのではないかと印象を受けるんですけれども、わずか64万人ということは、日本の全労働人口の1%ですよ。ヨーロッパやアメリカ、特に世界で模範たるところをとっても、不完全雇用が2割近くいるのはごく普通の社会であって、1%というのは健全な社会だと思うんですね。従来の厚生労働省の発表を見ましても、ニート対策とかが出てくるんですけれども、これはそんなに深刻な問題なんだろうか。しかも、7ページの一番下に、「若者の人間力を高めるための国民運動の充実」と。これは第二次世界大戦中の国民総動員に極めて似たような内容であります。むしろ今の問題は、ニートや何かではなくて、私の考えでいうと、看護師が不足して困っている、フィリピンから1,000人も日本に看護師を連れてこようと。そういうほうがむしろおかしくて、国内の有資格看護師さんの再雇用、再動員のほうがはるかに重要だろうと思います。そういう意味で、政策の力点がちょっと違うのかなという気がします。

○安居委員 今おっしゃったこととちょっと絡むんですけれども、ここの数字の表、一番最初の表、これは去年の人口調査以降、これからの推計はまた変わりますよね。そうすると、今おっしゃっている3ページの数字も変わってくるということにならざるを得ないと思うんですね。もちろん老人も女性ももっと働いてもらわないとうまくいかないでしょうし、若者ももちろん、これはそのとおりなんですけれども、こんな形

ですっていくということが、非常に僕は心配なんですけど。その辺について、ちょっとこうしたらこうなるんですよという計画で、ほんとうに5年後、10年後というのがいくのだろうかと、非常に心配をしているということが1つあります。

もう一つは、外国人の問題というのが入ってないんですね。現実に関今、200万人の外国人が日本にいるわけですし、あるいは逆に、日本人も外に行っているわけで、その人たちをこれからどうするのかと、この点をここで検討していただきたいと思うんですけれども、その2点をお願いします。

○村田委員 不動産の証券化等が非常に活発になってきているんですが、病院につきましても、セール・アンド・リースバックで施設を証券化、流動化するという話の中で、病院の施設が非常に古くて、耐震性に問題があって、なかなかそういう物件の対象にならない。あと、病院の廃棄物等による土壌汚染の問題、そういうものが非常に問題になっているという点についてどうお考えかという部分と、あと、病床ですね。県ベースでたしか35%以下に抑えるということで、今後、介護施設から居場所がなくなる老人がたくさん出てくるということで、高齢者専用賃貸マンションという、一種住宅ですが、ケアサービス付きのものが盛んにこのところ建設されているんですが、それを例えば流動化、証券化しようとする、信託設定するために、信託銀行が、高齢者に何か起きた場合のリスクがあるということで、受託しないとか、これだけ盛んなノンリコースローンについても、そういう施設については銀行がノンリコースローンを出さないという現状がございます。そういう資金が回れば、もっと質の高い施設がつかれるのではないかと思うんですが、その辺、お金の回り方が非常に悪くなっているという現状がございますが、その辺の事態を把握されているか、対策を考えられているか、教えていただければと思います。

○家田委員 1点、厚生労働省の感覚を伺いたいなと思っているんですけれども、今日のお話の前の前のところで、都市再生関係が出てきましたが、ここにも出ていとおおり、地方でいろいろな活性化をやらなければいけないと。中心市街地、あるいは人口減少している山村で。そういうところで、いろいろな事例を見ますと、案外そういうところで活躍している人たちが、1回お辞めになって、どこか移住して、あるいは移住はしていないんだけど、協力してというような、正規雇用というんですか、正式な名前はわからないんだけど、そうではない方だったり、あるいは学生でそういうことに興味があって、参加して、学業とほどほど両立させながら、半ば手伝っているような人たちが結構いまして、それをフリーターというのか、ニートというのか僕はよくわからないけど、そういう正規雇用じゃない人のある種のクリエイティビティーというのは結構効いているような事例が私の知る限り多いんですね。さっきの石委員の話と関係するかもしれませんが、どのようにしたら、もう少しそういうふうにして働いてもらう。つまり、正規雇用を持っていくというだけではなくて、そういう種類の貢献の仕方も地域にあるなみたいなことが、是々非々だと思うんですが、あろうかと思うんですが、そういうのをもう少し支援するとしたら、どんな手法があったり、あるいは

今あるのかどうかとか、その辺を教えていただけたらと思います。

○西村委員　今回の国土計画をアジアを意識した最初の計画だとするならば、先ほどご意見もありましたけれども、外国人の労働力をどう考えるかということ、どちら向きに考えるとしてもきちんと議論しないといけないのではないか。シームレスアジアというのが1つのうたい文句なんですけれども、人流に関してシームレスでないということになると、スローガンそのものをもう1回見直さないといけないことになりかねないので、これはかなり重要な問題なので、どういうふう考えたらいいいのかということをお教えいただきたいと思っています。

○関根委員　ワーク・ライフ・バランスの部分なんですけれども、女性の場合、離職してしまう率が7割、日本でドクターを持っている方で働いていない率が7割、そういう数字が出ているわけです。ですから、離職をしないためのサポートのほうが、離職をした後よりもはるかに重要ではないかと思っているんですが、この中で、男性も含めて、在宅勤務に対するサポートというのが今回の施策の中のどこにも出てきていないような気がします。安倍政権が発足したときに、首相の言葉として、在宅勤務のワーカーを2倍に増やしていくという計画があったと思うんですけれども、21世紀の情報化社会に見合った雇用政策の中に、在宅勤務に対する概念というものがどんなふう考えられているのか。もしあったら、教えていただきたいと思っています。

○小林委員　資料の19、20、地域密着型サービス、地域包括ケアシステムに大変興味を持ちました。と申しますのも、先ほど都市再生の中で、密集市街地問題が出て、さらに寺島委員から、千里ニュータウンとか多摩ニュータウンの問題をどうするかというご発言をいただきました。そういうところで、具体的にいろいろ私もかかわってまいりますと、地域のニーズとして、地域密着型、特に介護を含んだ福祉サービスのニーズが大変高いということです。逆に言うと、まちづくりとこういう地域密着型サービス、あるいは地域包括型ケアシステムとどう結びつけるかというのが今、緊急の課題になっていて、それをベースにまちづくりを考えるという側面が極めて重要になっているのではないかと考えております。今年、国土交通省がつくりました住生活基本法においても、住宅政策と社会福祉政策の一体化の議論がございますし、地方自治体の住宅政策を議論していますと、必ず社会福祉の問題と一体として組まなければいけないという議論が必ず出てまいります。そのような議論が、今日ご紹介いただきました地域密着型サービスとか地域包括ケアシステムの枠組みの中で、具体的にどのように関係を持って議論されているのか、この点についてお知らせいただければと思っております。

○鬼頭委員　それでは、2点質問させていただきます。我々は、今度の国土形成計画の中で、人口減少は不可避的であるということで、それに応じた社会をつくろうとしているんですが、一方では、どこまでも人口が減ってはいけないだろうということで、次世代育成支援対策推進法というものにも期待しているわけで

す。ところがこれは、300人以下の事業主に対しては、計画提出が義務付けられていない。しかし、労働者の多くが300人以下の企業で雇用されているということを考えると、これに何らかの恩恵がちゃんと回るように対象にしていくべきではないかと思っておりますが、それをどうお考えかということが1点。

それから、今まで外国人の労働力との関係で出てまいりましたけれども、人口減少によって地域社会が維持出来なくなっていくというところの1つに、医師不足、看護師不足などがあると思います。これについては、もしかしたら文部科学省とも関係あるかと思えますけれども、医師、看護師の分布が不均衡であるということなんですが、一方では、法曹人口を増やしていったように、このような専門技術者の人数を増やすということも視野に入れてはいかか。外国人に来ていただくということについても、壁が高過ぎるという印象を私は持っておりますけれども、その辺のことについて何かお考えがあれば教えていただきたいと思えます。

○大西委員 2点お伺いしたいんですが、第1点は、雇用対策に関係します。特に人口が減少したり、雇用の機会が少ないという地域が国土計画でも問題になりますが、雇用対策がいきなりあっても、雇用先がなければしょうがないわけで、産業立地政策とか、あるいはさらに川上で、基盤整備とか、そういう施策と連携するということが重要だと思うんですが、特に産業立地、あるいは産業振興と雇用対策で、具体的にどういう連携があるのか、あるいは、例示とそれについて今後どういうふうにお考えなのかということをお聞かせいただければと思います。

2点目は、病院とか老人福祉施設というのが郊外に立地している例が結構あって、それが町の様子を変えてきた。大型店と似たような役割というか、効果があったという議論もあるわけです。今後、病院とか老人福祉施設の立地について、補助金なり、それを監督する立場から、方向付けるお考えなり、あるいは手段をつくるお考えがあるのかどうかをお聞かせいただければと思います。

○奥野委員 この会議でも、大都市圏の、特に団塊の世代の方々の二地域居住に対する希望が強いというデータが出ておりますけれども、これらの方々が、特に地方圏で生きがいのある活動が出来るかどうか、生きがいのある仕事を見つけることが出来るかが今大きな課題になっているわけでありまして。特に二地域居住で、大都市圏の団塊の世代の方々が地方圏で生きがいのある活動、あるいは仕事を見つけること、そういったマッチングシステムについてどういうふうな位置付けをなさっていらっしゃるか、お聞かせいただけますでしょうか。

○森地部会長 それでは、この辺でお答えいただけますでしょうか。

○厚生労働省政策統括官（労働担当）付労働政策担当参事官室政策企画官 多岐にわたるご質問をいただきまして、関連する部分もありますので、整理しながらお答えいたします。細部にわたりましては、他の説明者からもさせていただきたいと思えます。

初めに、ニート、フリーターに関するご質問がございまして、当然ニートとかフリーターと呼ばれる働き方、あるいは多様な働き方に対する価値判断があるわけではないわけがございまして、当然、社会構造が変化の中で様々な働き方があることは想定されますし、それを最大限生かしていくことが必要かと考えております。

その一方で、例えばニート、フリーターの方々についての厚生労働省の課題としては、そうした方々は職業能力機会がなかなか与えられないとか、当然待遇などについても、なかなか高い待遇にならないということで、例えば、少子化の観点から見ても、正規に就業していない方としている方では、子供の数とか結婚の時期に明らかな差が出ております。そうした観点は1つの課題であるとは考えています。但し、それで、ニート、フリーターの方がどうこうというわけではなく、正規の就業を希望する方に対して、それを繋げられるような対策、または障害を除く対策を講じているということでございます。

それから、大きな話といたしまして、労働力の話で、ただいま外国人の問題がございまして、これにつきましては、法務省とか、あるいは非常に大きな問題でございまして、厚生労働省だけでご回答するのはなかなか難しいと思っております。ただ、せつかくのご質問ですので、ある程度お話しいたしますと、ご存じのとおり、我が国の政府の基本方針は、専門的・技術的分野の労働者については受け入れを積極的に推進するというものでございまして、いわゆる単純労働者については、国内労働市場とか、我が国の経済社会、国民生活に与える影響が大きいということで、十分慎重に対応するというのが従来からの方針でございます。この範囲の中で、厚生労働省におきましては、高度人材の受け入れについても、例えば法務省などとも連携をとりながら、いろいろと課題について対応している状況でございます。先ほどちょっと触れましたけれども、外国人の労働者の受け入れということについては、労働市場への影響とか産業高度化の阻害になるのではないとか、滞在の長期化、定住化に伴う問題などが議論としてありまして、これにつきましては慎重に考える必要があるだろうというのが一般的な今の状況かと考えております。その中で、厚生労働省といたしましては、今入っておられる方の雇用管理をきっちりするとか、あるいは企業の理解をもっと進めて、例えば留学生が就職したいと思ってもなかなか出来ない状況があって、意識のずれがある。留学生はキャリアアップをしたいと思っても、企業のほうではそういう意識を持っていないということがございますので、そうしたものに対する啓発とか、様々な対策を講ずることは行っておる次第でございます。十分な回答にはなっていないと思いますが、私ども、現在答えられるとすれば、こういうことかなと思っております。

それから、ご質問の趣旨にきっちり答えているかどうかはあるんですが、病院とか耐震化とか、そういう問題でございますけれども、病院というのは災害弱者の施設でございますので、耐震化とか、あるいは老朽化に対する対応が必要でございます。特に医療機関が老朽化を迎えている時期でもございまして、厚生労働省におきましては、従来より融資制度とか、様々な制度で支援をしてきておりますけれども、病院の場合

は、医療保険による給付の中で、整備なども含めたすべてを見ているということもありまして、出来る範囲の中で支援をしておりますし、今後もしていきたいと考えております。

○森地部会長　ご質問の趣旨は、ほかの資金がいろいろ入るときに入りにくくなっているの、厚生労働省のお金だけではなくて、ほかの資金、例えば証券化とおっしゃったんですが、そういうことが入るような仕組みをお考えになっていますか、そういう趣旨のご質問です。

○厚生労働省政策統括官（労働担当）付労働政策担当参事官室政策企画官　高齢者の施設とかの関係でそのお話があったかと思うんですけれども、特に現時点でそういうものはないということでございます。不十分であれば、またお答えいたします。

それから、次世代育成の観点で、300人以下の企業については、何もしていないというわけではございませんで、地域の実情に応じてなんです、300人以下の企業に対しまして、個別訪問とか説明会の実施を行ったりとか、モデル計画の提供とか、好事例集の提供、広報、啓発などを行って、こちらのほうでもそうした取り組みが出来るようにお願いをしているところでございます。

それから、大都市圏と地方とのマッチングにつきましては、これも非常に大きな問題でございまして、厚生労働省だけではなく、関係省庁とも連携しておりますし、それぞれ施策を推進しておりますが、厚生労働省におきましては、先ほどもご説明いたしました就農という1つの切り口から、就農希望される方に対して大都市圏から地方への労働力の移動を円滑にするような施策を講じている次第でございます。

個別のほうにつきましては、他の説明者からご説明させていただきます。

○厚生労働省　まちづくりにおける福祉の役割が非常に大きいというお話がありまして、福祉だけでなく、総合的に議論していく必要があるのではないかとご指摘を受けまして、まさにご指摘いただいたように、資料の20ページにございますけれども、今回、制度改革で作りしました地域包括支援センターというのは、もちろん介護を対象にしておるわけですが、地域で高齢者の方を支援しようというときには、介護保険のサービスだけではなくて、地域の貢献であったり、福祉、医療、そういったものを総合的に活用していく必要がある。また、福祉だけでなく、ボランティア活動とか、支え合いとか、そういったものを活用していく必要があるということは申し上げておりまして、市町村がこういった地域包括支援センターを整備していく際には、もちろん介護、高齢者の方へのサービスを念頭に置いていただきつつも、介護、福祉以外のサービス、人的資源であったり、物的資源、財政的資源、その他の分野とのネットワークをつくっていくように心がけていただきたいということを申し上げております。現場の市町村においては、そういったことも意識して、ご議論いただいていると考えております。

あと、介護施設をどのようなものをつくっていくか、国で何か補助金のようなもので方向付けをしているかどうかというお話がありましたけれども、補助金であったりとかは、出来るだけ地方に権限を与えていこ

うということで、基本的に廃止する方向でありますけれども、交付金という形で一部支給しております、資料の19ページにありますような地域密着型サービスであったりとか、そういった先進的な取り組みをしているものに関しては、交付金が支給されるという仕組みが一部残っております。

○森地部会長　　すいません。立地政策をお持ちかどうかというご質問です。

○厚生労働省　　立地であれば、こういった地域密着型のサービスであれば、郊外につくるというよりは、都市部であったりとか、市街地の中心部につくるとか、そういったことを比較的念頭に置いておりますので、こういった地域密着型サービスを後押しするという事は、中心部にこういった小規模な施設が出来るということも念頭に置いてはいるということでございます。

○厚生労働省　　雇用政策だけではなく、産業政策であるとか、基盤整備の政策とどのような連携を図っているのかというご質問でございますが、我々の出先機関であります都道府県労働局、各都道府県にございますが、そちらと都道府県、あるいは市町村とが連携を図りまして、例えば企業誘致を行います際には、その情報を労働局のほうにいただいて、事業主が人を雇った場合に、支給出来るような助成金について情報提供をして、支給出来るような環境をつくることに努めております。

また、平成18年度、今年度から雇用の改善が遅れている7つの地域、7道県と呼んでおりますが、そちらの地域を重点的に支援しております、そちらで開催しております地域雇用戦略会議の中では、今申し上げた労働局に加えて、経済産業局、経済産業省の出先機関ですとか、地方整備局ですとか、総合通信局などの各省出先機関も含めまして、会議に入らせていただいております。こちらで、それぞれの国の施策をどのように連携させていくかということ、地域の特性を生かして考えていこうということでやっておりまして、雇用政策だけではなく、他省庁の施策も含めて連携をとっていこうということで、もう既に始まっているところでございます。

○厚生労働省政策統括官（労働担当）付労働政策担当参事官室政策企画官　　ワーク・ライフ・バランスの中で、在宅就業の件につきましては、ご指摘のとおり、非常に重要な施策として挙がっておりまして、これは厚生労働省だけではなくて、例えばテレワークとか、いろいろな省がかかわりまして、いろいろなところがいろいろなことをやっておりますが、厚生労働省におきましては、在宅就業者への就業環境の整備という観点から、短期セミナーとか、様々な相談事業等を行っております。詳しい内容はその程度でございますけれども、一応施策としては実施しておる次第でございます。

それから、先ほどありました中心市街地との関係でございますけれども、これは厚生労働省というよりは国土交通省かなと思いますけれども、まちづくり三法の改正がございまして、公益的な施設の設置についての規制が変わりまして、そうしたものを中心地に誘導するという施策がとられていると思います。一方、補助金につきましては、厚生労働省の補助金、社会福祉施設に関する補助金は、三位一体改革によりまし

て、ほとんど交付金化されておりまして、昔の補助金のような誘導策というのは、補助金ではなかなか出来ていないという状況でございます。

○森地部会長　ありがとうございます。また後ほどお答えいただければと思います。

それから、せっかく文部科学省の方、まだいらっしゃいますので、外国人労働者と関連して、小学校、中学校、高校ぐらいの外国人教育についてどういうふうに考えていけばいいのかというのも、後ほどお教えをいただければと思います。

冒頭申しましたように、今回の形成計画の1つのアウトプットは、ハードだけではなくて、ソフト的な制度もぜひ議論していただくわけですが、我々が全部の政策領域を議論するわけではなくて、あくまで国土計画から見たときの視点ということで、必要な制度的な議論をしていただくということでございます。そうたくさん時間があるわけではございませんので、これから後3回ヒアリングがございしますが、それも含めて、ご提案とかご質問とか、事務局にお寄せいただいて、それで各関連の省庁で、もう既にそんなことはやっているよとか、それならこういうことを長期に考えようとか、こんな議論をしながら最終的な我々のアウトプットにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) その他

大変重要なたくさんの情報をいただきまして、ありがとうございました。それでは、急いで恐縮でございますが、時間でございますので、事務局から今後の当部会のスケジュール等についてご説明をお願いいたします。

○鳥飼国土計画局総合計画課長　ご説明申し上げます。資料5、1枚の紙でございます。次回は、来週木曜日でございますが、各府省庁ヒアリングの第3回目として、内閣府、これは防災、少子化、男女共同参画等でございます、経済産業省、法務省からお話を伺い、その後、意見交換をしていただければと考えております。また、年は改まりますが、1月に残り2回、各府省庁ヒアリングを実施していただいた後、2月15日、スケジュールを頂戴いたしましたけれども、第21回の計画部会から、更に最終報告に関する調査、審議を開始していただきたいと考えております。また、この回で多分ご報告出来ると考えていますけれども、都道府県や政令市からの計画提案制度が今回の法律の中で新しく設けられております。これの提案状況などについてもご報告をさせていただければと考えております。

○森地部会長　予定の時間になりましたので、これをもちまして、本日の国土審議会計画部会を終了したいと思います。大変ご熱心なご議論、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○山本国土計画局総務課長　申し遅れましたけれども、本日の会議の定足数は満たしていたということをご連絡させていただきます。次回の計画部会につきましては、今お話しいたしましたように、来週、12月7日（木）の午後2時より、場所は中央合同庁舎3号館の10階の共用会議室にて開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、例によりまして、資料につきましては、席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局から送付させていただきます。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉　　会